

第2期

西条市  
子ども・子育て  
支援事業計画



子どもと 家庭と 地域が  
伸び伸び育つまちづくり  
を目指して



## はじめに



近年、全国的に、少子化や核家族化、地域の繋がりの希薄化など、社会環境が急速に変化し、子どもや子育て家庭にとっては、家族や地域からのサポートが受けにくくなり、子育てに対する不安感や負担感、孤立感は増大する傾向にあります。

また、女性の就労の進展等に伴う共働き世帯の増加、さらには、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進み、これらに対応した子育て支援の仕組みづくりが急務となる中で、国は、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに伴い、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市においても、この制度に基づき、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする「西条市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」の基本理念の下、これまで、幼児教育・保育の提供体制や種々の子育て支援事業の拡充とその進行管理に努めてきたところです。

そして、この度、計画期間の最終年度を迎えるにあたり、引き続き本市の子育て支援施策を計画的に推進していくため、前期計画の検証や、子育て中の保護者を対象に実施した「西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果、さらには、社会情勢の変化や新たな課題等も踏まえて、ここに、令和2年度から始まる「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、前期計画の基本理念を継承しつつ、子育てについて第一義的責任を有する保護者自身が親として育まれ、家庭での子育て力の向上に繋がるような施策にもなお一層の重点を置く新たな基本理念「子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を掲げました。

地域社会全体で連携して子どもや子育て家庭に寄り添い、子育てを支援していくことで、子どもを生み育てるに喜びを感じ、地域の中で子どもが自己肯定感を持って伸び伸び育つまちづくりに向け邁進してまいりますので、今後とも皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました西条市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査へのご協力やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、そして関係各位に対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

西条市長 玉井 敏久



# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけと期間 .....	2
3 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b>	<b>4</b>
1 西条市における概況 .....	4
2 これまでの子ども・子育て支援の取組状況 .....	9
3 子ども・子育て支援に関する市民の意識 .....	10
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>27</b>
1 めざす姿 .....	27
2 計画の基本理念 .....	27
3 計画の基本目標 .....	28
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>30</b>
施策の体系 .....	30
基本目標1 幼児期の教育・保育の充実 .....	31
基本目標2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援 .....	37
基本目標3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備 .....	40
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全確保 .....	45
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	47
基本目標6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進 .....	48
基本目標7 経済的な支援の推進 .....	52
<b>第5章 子ども・子育て支援の提供体制</b>	<b>54</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	54
2 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	55
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	63
4 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 .....	71
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	<b>72</b>
1 推進体制 .....	72
2 計画の進行管理 .....	72
<b>資料編</b>	<b>73</b>



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は平成17年に過去最低の1.26を記録し、その後、平成27年には1.45まで上昇しましたが、翌年から0.01ポイントずつ下回るなど、近年はやや減少傾向となっています。

本市では、平成27年3月に「西条市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間の5年が経過しました。

この間にも、全国的な少子高齢化のさらなる進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などが進むだけでなく、働き方の多様化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、保護者の子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにおいても、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。

このような状況のなか、国は、平成29年に保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保育の質の確保等を目指す「子育て安心プラン」、教育・保育の無償化等を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」、平成30年に児童の安全・安心な居場所の確保に向けた「新・放課後子ども総合プラン」を打ち出すなど施策を展開してきました。

このたび、西条市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で計画期間を終了するところから、これまでの取組の成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら、引き続き施策を推進するため「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」とします。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、併せて、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」の位置づけを持つ計画として策定しています。

本市においては、「第2期西条市総合計画」を上位計画とし、「第2次西条市健康づくり計画」「西条市教育大綱」、「第5次西条市障がい者福祉計画（障がい児福祉計画）」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとします。

### (2) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

年度	平成27	28	29	30	平成31 令和元	令和2	3	4	5	6
西条市子ども・子育て支援事業計画					前期計画				第2期計画	

### 3 計画の策定体制

本計画は、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析とニーズ調査の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から、西条市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

#### (1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、市内に在住する就学前児童と小学生のいる世帯を対象に平成31年1～2月にアンケート調査を実施しました。

調査の方法や回収状況は次のとおりです。

調査対象	市内全域の就学前児童の保護者 2,000人、小学生の保護者 1,000人 ※住民基本台帳より年齢配分・地区配分を勘案して無作為抽出
調査方法	就学前児童の保護者：郵送により配布・回収 小学生の保護者：学校を通じ配布・回収
調査期間	平成31年1月～2月
回収状況	就学前児童の保護者：有効回答数 1,296件／有効回答率 64.8%（前回51.8%） 小学生の保護者：有効回答数 883件／有効回答率 88.3%（前回47.9%）

#### (2) 西条市子ども・子育て会議

計画の策定と推進にあたって、子育てに関わる当事者、支援者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援施策を子どもや子育て家庭等の実情を踏まえて実施するため、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「西条市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議し、計画書に反映しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

- 実施期間：令和2年1月17日から令和2年2月17日まで
- 素案閲覧場所：市ホームページ、本庁子育て支援課及び各総合支所市民福祉課窓口
- 意見数：1名（4件）

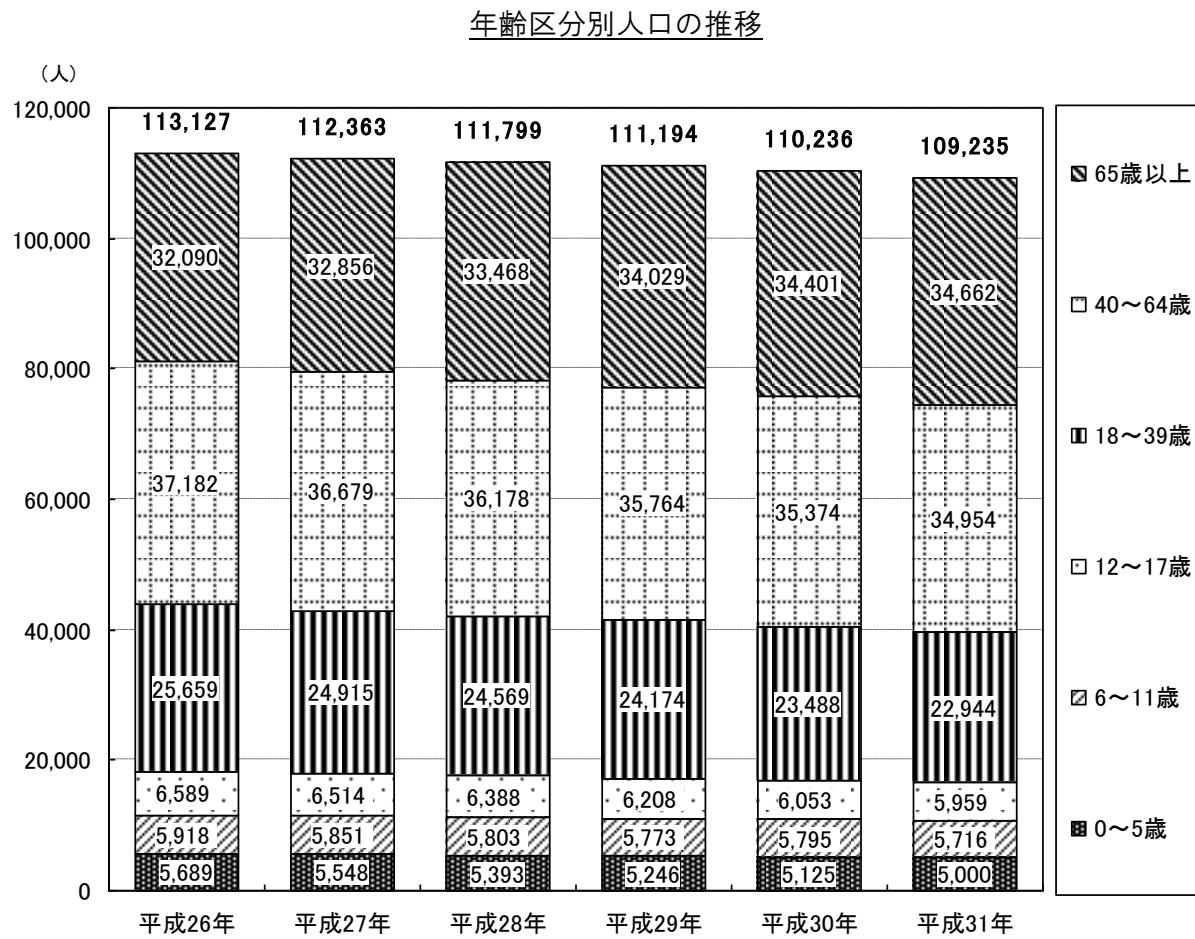
## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1 西条市における概況

#### (1) 人口の動向と今後の推移

本市の人口総数は109,235人（平成31年4月1日現在、住民基本台帳人口）で、平成24年以降減少傾向が続いています。

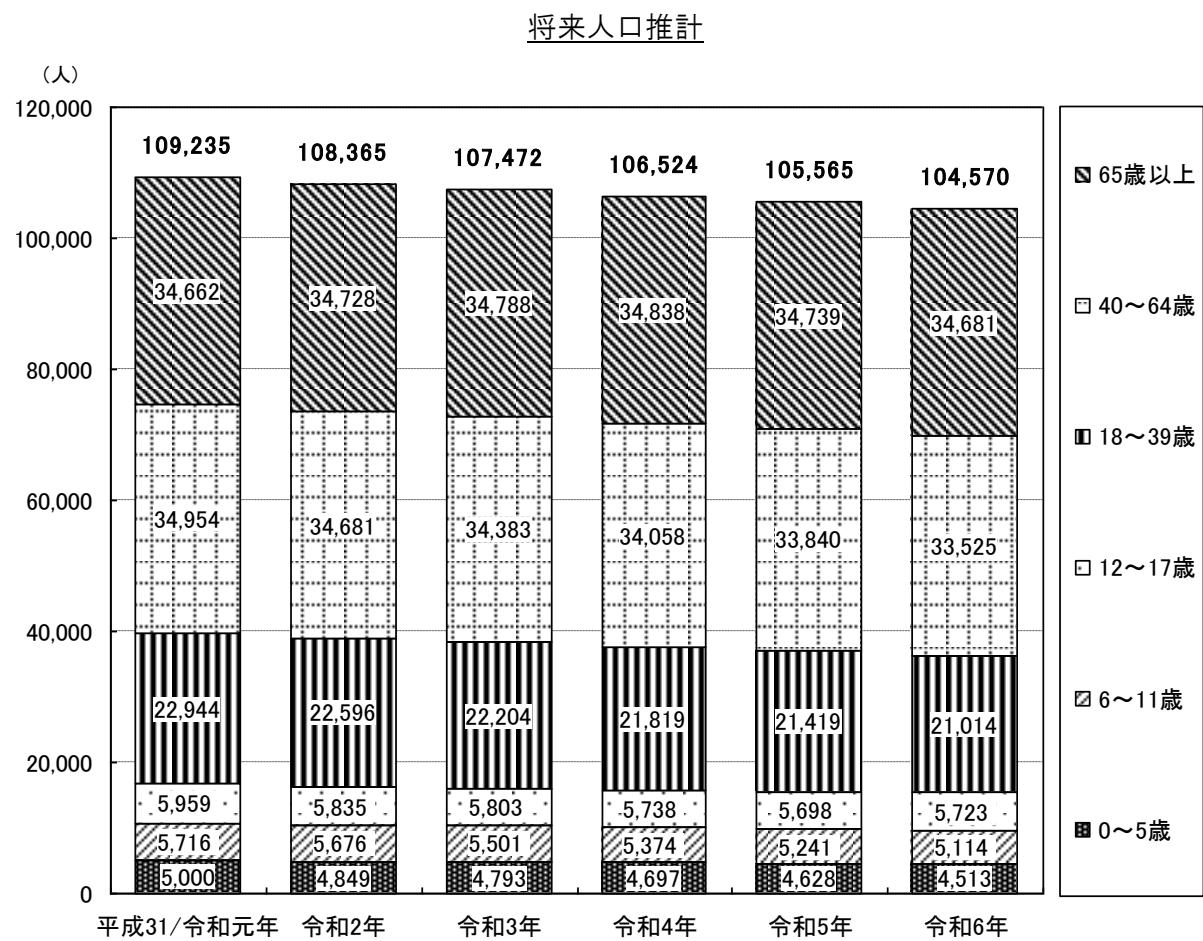
また、少子高齢化が進んでおり、平成31年4月1日現在、0歳～17歳の子どもの数は16,675人（住民基本台帳人口、人口総数比15.3%）と減少傾向にあり、親世代に相当する18～39歳も同様の状況にあります。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

計画の策定にあたって、今後の人口について予測した結果、計画期間最終年度にあたる令和6年の人口総数は、104,570人になるものと推計されます。

また、0歳～17歳の子どもの数は、令和6年に15,350人（人口総数比14.7%）まで減少する一方、65歳以上の高齢者の割合は33.2%に達するなど、少子高齢化がより一層進むものと考えられます。



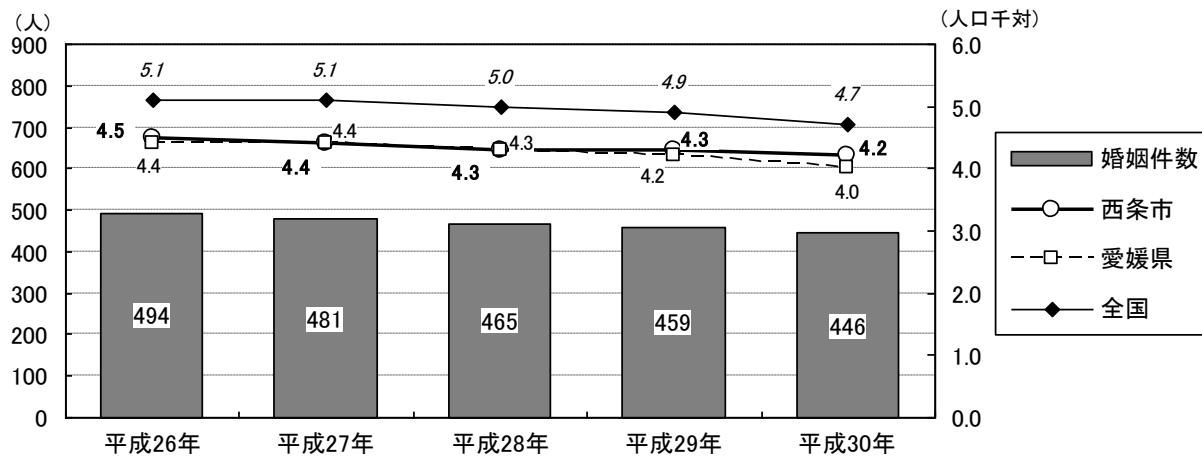
資料：西条市推計

## (2) 婚姻・出生の動向

1年間の婚姻件数の推移を見ると、減少傾向にあります。

また、人口千人あたりの婚姻件数（婚姻率）を全国・愛媛県の平均と比べると、本市は愛媛県平均とほぼ同じ水準で推移しており、全国平均を下回っています。

西条市における婚姻件数の推移と婚姻率の全国・愛媛県との比較

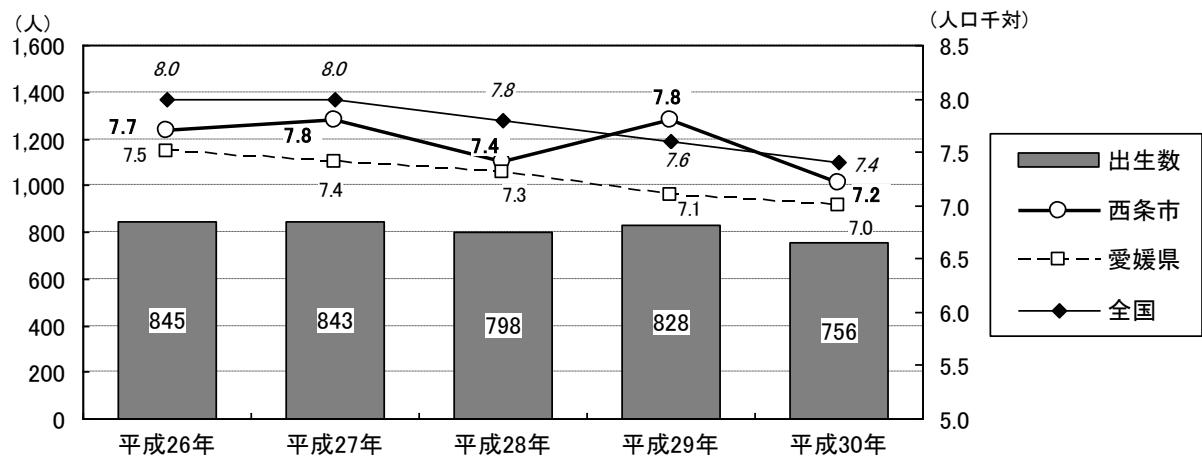


資料：人口動態統計

1年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移を見ると、減少傾向にあります。

また、人口千人あたりの出生数（出生率）を全国・愛媛県の平均と比べると、本市は全国平均と愛媛県平均の概ね中間に位置しています。

西条市における出生数の推移と出生率の全国・愛媛県との比較

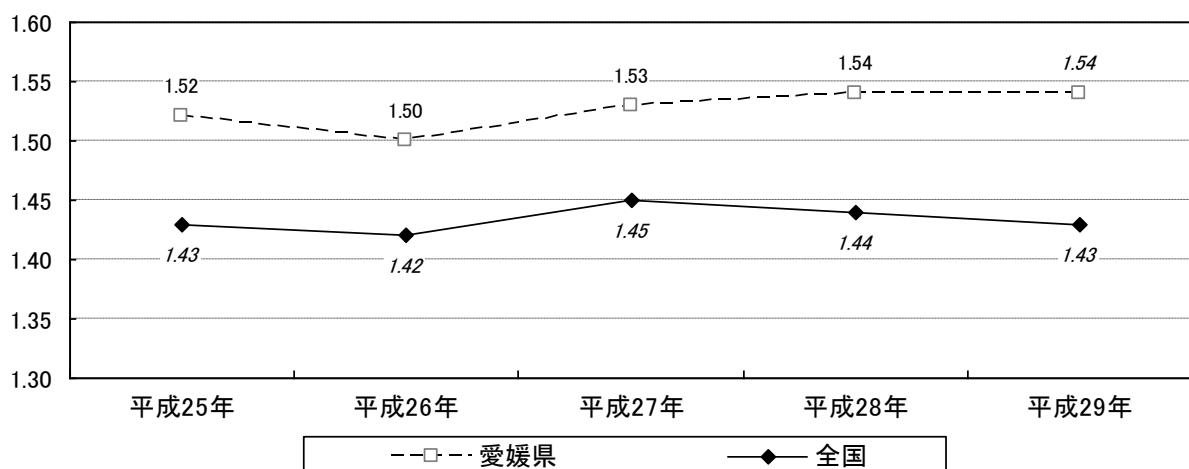


資料：人口動態統計

女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、愛媛県平均で1.54（平成29年）で近年横ばい状況にありますが、全国平均（1.43）と比べてかなり高い水準となっています。

また、愛媛県が平成30年に公表した「合計特殊出生率地域別レポート」によると、本市の合計特殊出生率は、平成24年～28年の平均で1.58となっており、県内4位の高さとなっています。

合計特殊出生率の推移

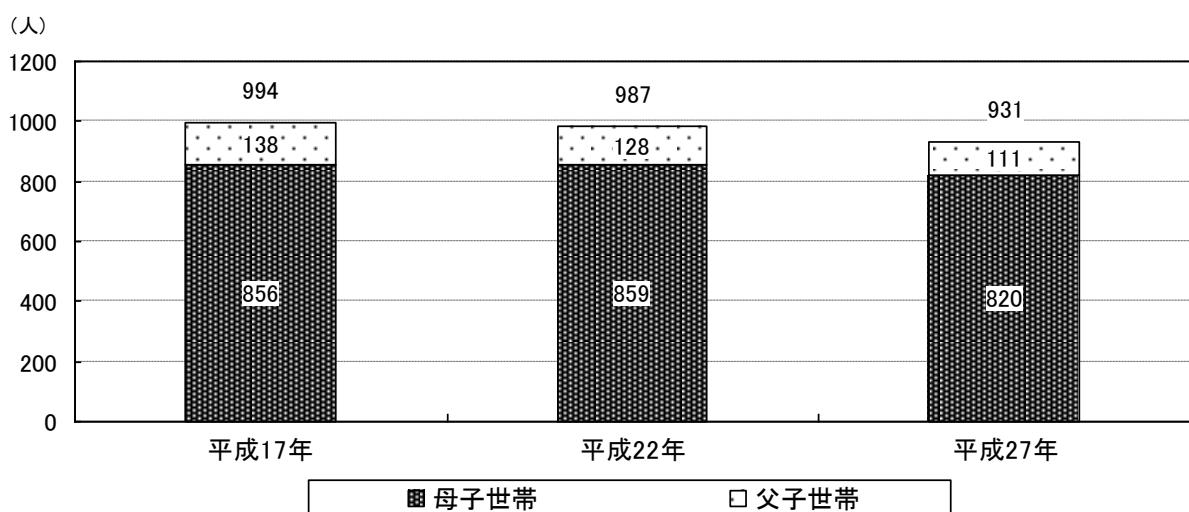


資料：人口動態統計

### (3) ひとり親家庭の状況

平成27年国勢調査におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が820世帯、父子家庭が111世帯となっており、ともに減少傾向にあります。

母子家庭・父子家庭の世帯数

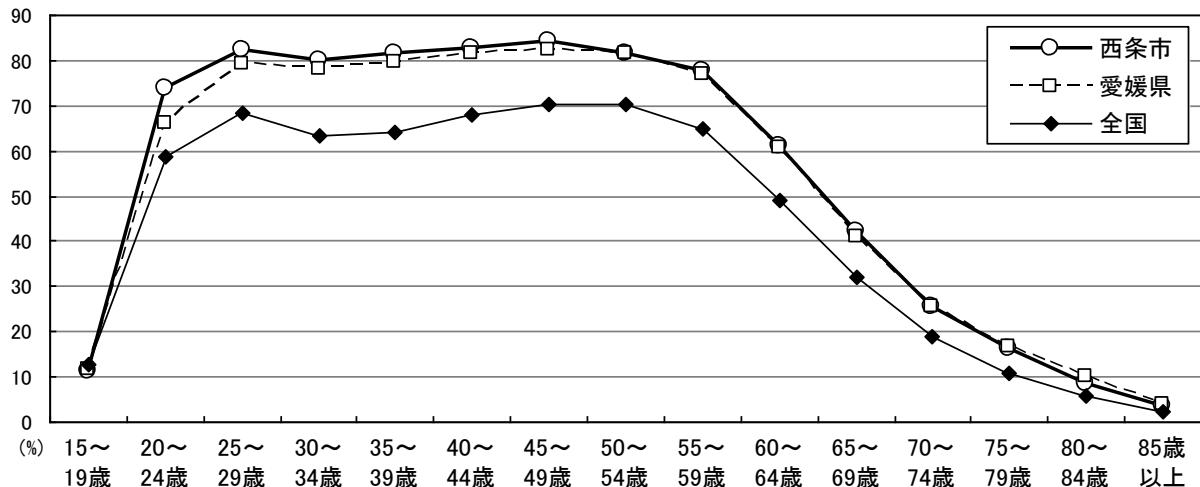


資料：国勢調査

## (4) 女性の就業状況

平成27年国勢調査における女性の年齢別就業状況をみると、就業者割合は各年代とも全国や愛媛県平均と比べて高く、25歳～54歳女性では80%を超えてています。

年齢階層別女性の就業者割合の比較

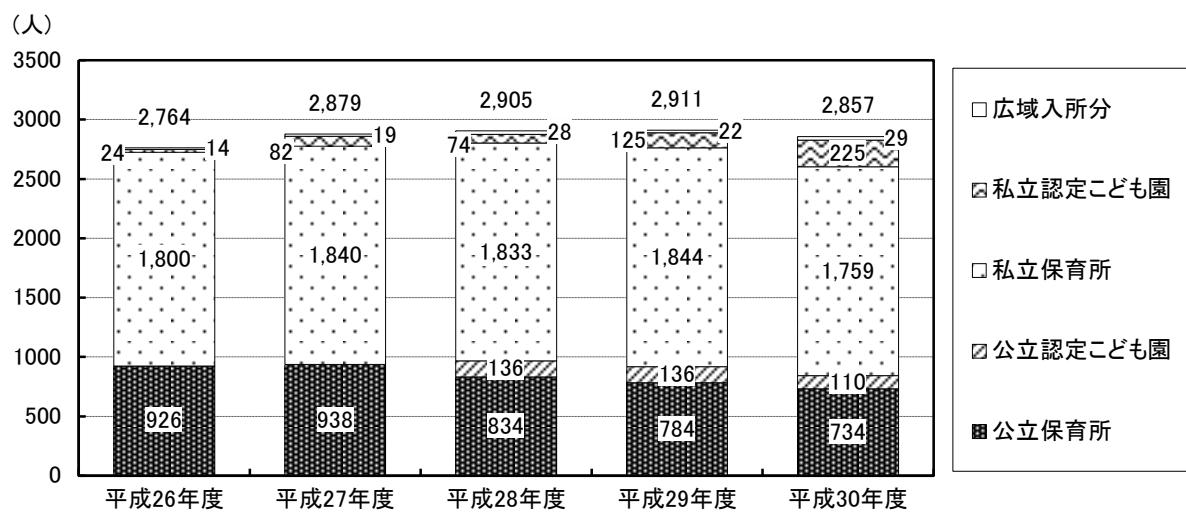


資料：平成27年国勢調査

## (4) 保育所・認定こども園の入所状況

市内の保育所、認定こども園への平均入所者数は毎年2,900人前後で推移しています。

保育所・認定こども園の平均入所者数



資料：保育・幼稚園課

## 2 これまでの子ども・子育て支援の取組状況

「西条市子ども・子育て支援事業計画」で設定した確保方策の内容（供給見込み量）と利用実績を整理すると下の表のとおりです。

教育・保育事業については、定員総数が徐々に拡充されており、保育所等待機児童数は令和元年度現在もゼロとなっています。

地域子ども・子育て支援事業のうち、一部の事業で計画値と実績に乖離がみられるものがありますが、国の示した算出手順に沿って算出した結果、ニーズ量が実際の利用状況より過剰に算定されたり、計画期間中に事業を実施できなかったことによるものです。

事業			単位	計画で定めた確保内容(量)			実績				
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
教育・保育	1号認定		人	1,790	1,790	1,790	703	660	610		
	2号認定	幼稚園	人	1,711	1,373	1,737	280	263	244		
		保育所	人				1,703	1,739	1,692		
	3号認定	0歳	人	221	221	221	122	115	136		
		1・2歳	人	878	875	875	887	878	897		
延長保育事業			人	353	352	350	346	388	350		
一時預かり事業	幼稚園	1号認定	人日	25,933	25,901	25,807	6,239	6,143	6,648		
		2号認定	人日				15,933	15,689	16,980		
	その他（一時保育事業）		人日	19,397	19,354	19,280	5,680	6,040	6,484		
子育て援助活動支援事業			人日	3,237	3,231	3,217	1,072	1,191	1,814		
子育て短期支援事業			人日	2,588	2,582	2,574	未実施				
病児・病後児保育事業			人日	1,283	1,280	1,277	1,545	1,681	1,290		
地域子育て支援拠点事業			人回	37,452	37,320	37,164	20,072	20,575	20,535		
利用者支援事業			か所	4	4	4	未実施		1		
乳児家庭全戸訪問事業			人	751	746	744	746	730	670		
養育支援訪問事業			人	30	30	29	26	28	33		
妊婦一般健康診査事業			人回	10,952	10,893	10,858	9,882	9,591	9,193		
放課後児童健全育成事業			人	1,597	1,595	1,589	1,585	1,723	1,838		
実費徴収に係る補足給付を行う事業			-	-	-	-	未実施				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業			-	-	-	-	未実施				

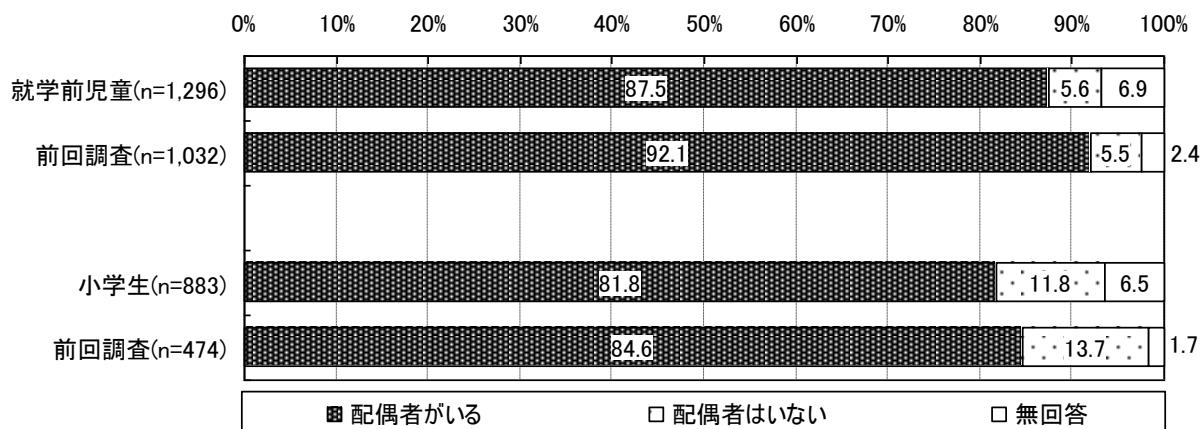
### 3 子ども・子育て支援に関する市民の意識

平成31年1～2月に実施した「西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から、就学前児童、小学生の保護者の子育てに関する意識や生活状況等について主な内容を以下に示します。

#### (1) 保護者の状況と子育ての担い手について

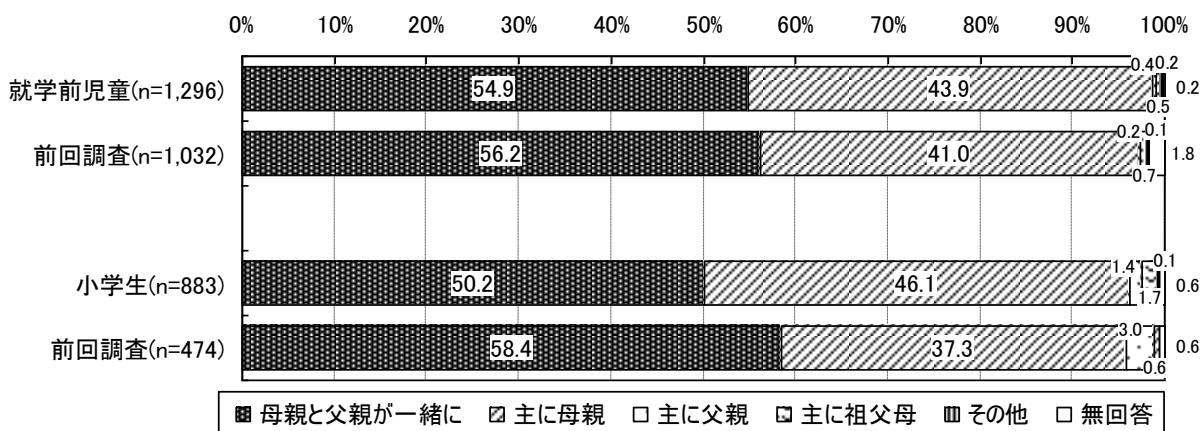
##### ◆保護者の配偶関係

「配偶者はいない」と答えた人は就学前児童の5.6%、小学生の11.8%となっており、5年前に実施した前回調査より割合は低下しています。



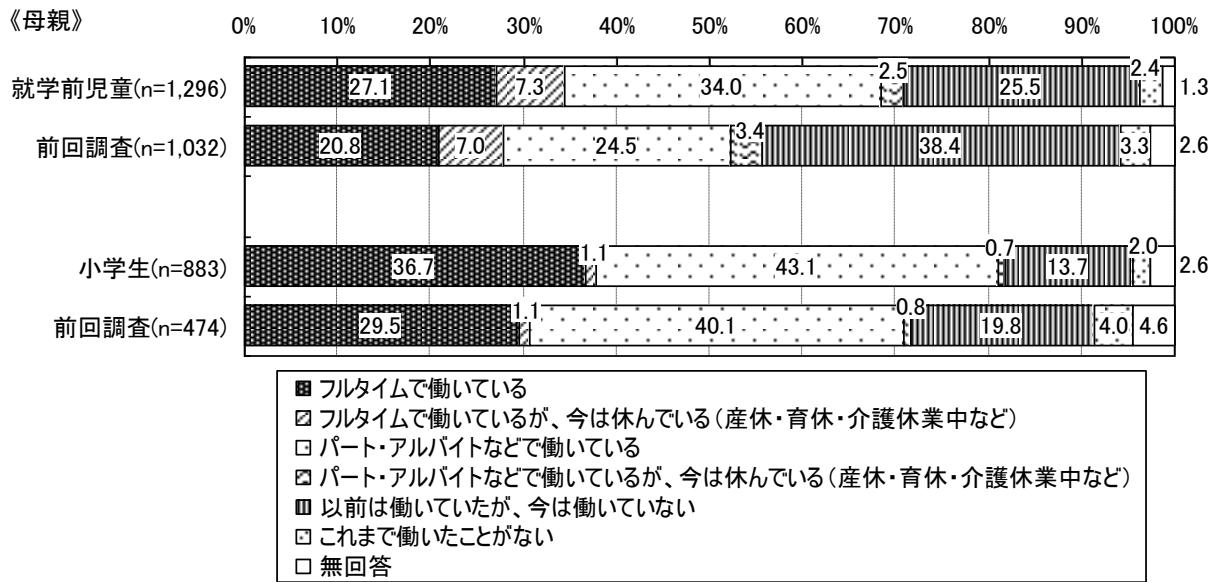
##### ◆子育てや教育を行なう人

「母親と父親が一緒に」と答えた人が就学前児童の54.9%、小学生の50.2%、「主に母親」が就学前児童の43.9%、小学生の46.1%となっており、小学生については前回調査より「主に母親」と答える人が増加しています。



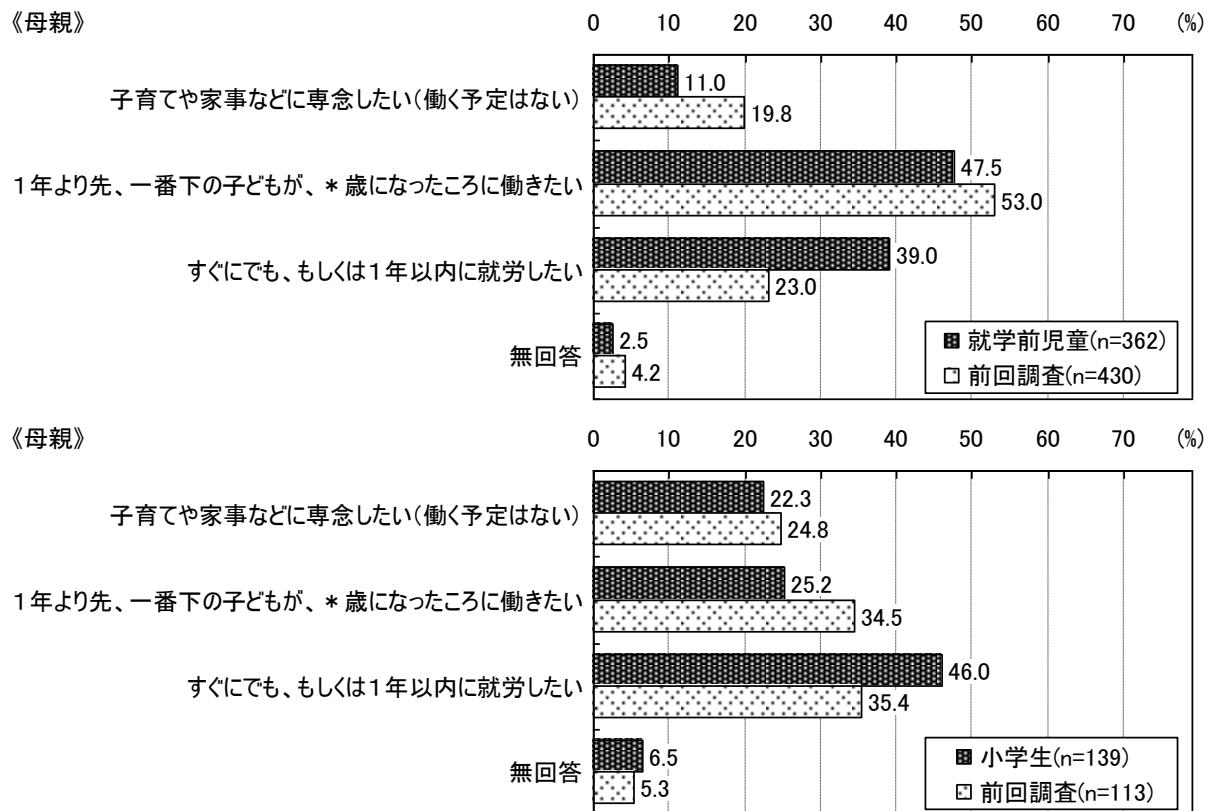
## ◆母親の就労状況

母親については、フルタイム、パート・アルバイトなどで働いている人が就学前児童の70.9%、小学生の81.6%と、前回調査より大きく増加しています。



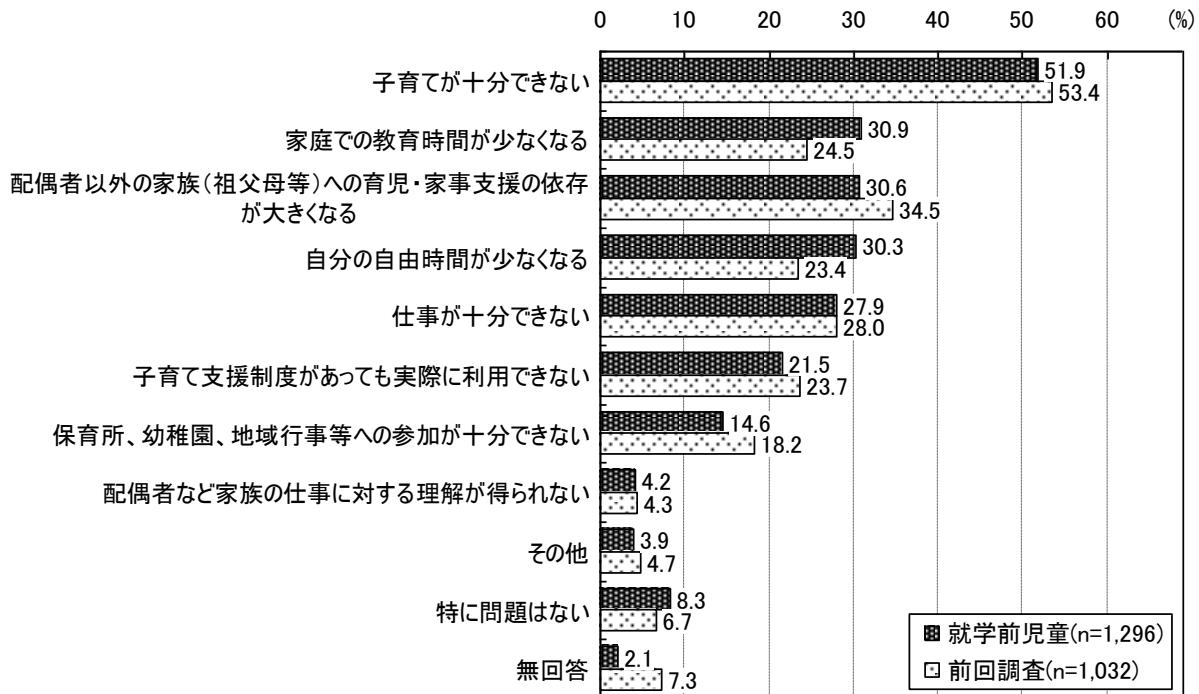
## ◆就労していない母親の就労希望

母親で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた人は就学前児童の39.0%、小学生の46.0%で、いずれも前回調査よりも増加しています。

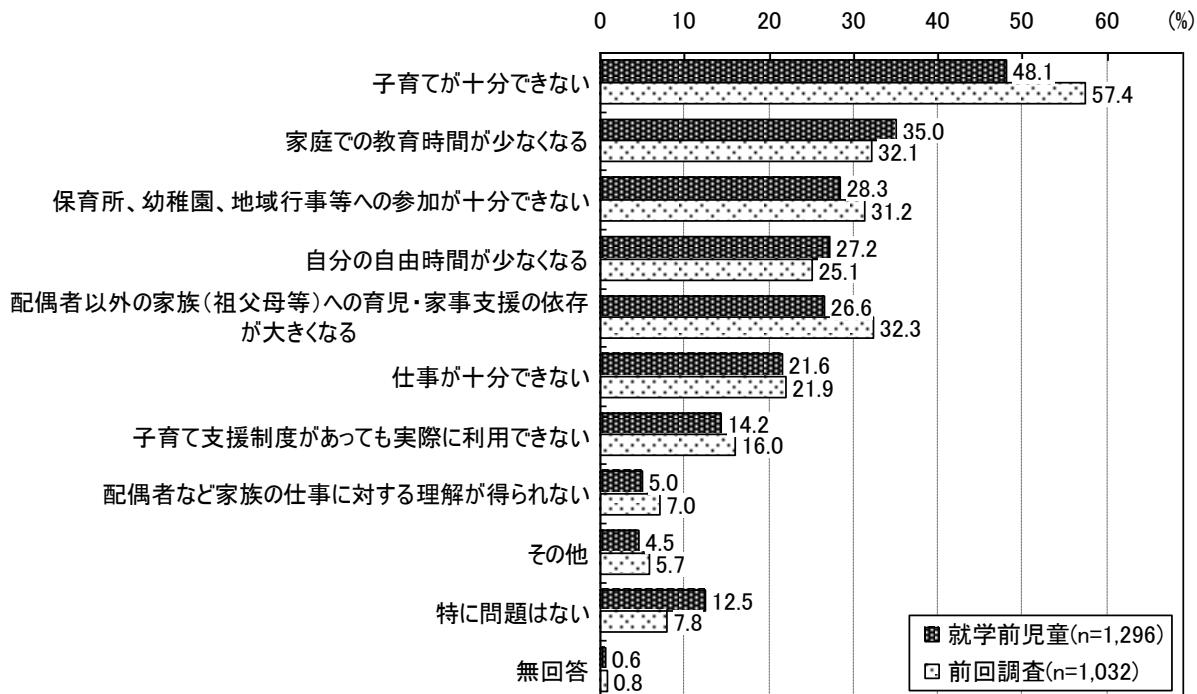


### ◆仕事と子育てを両立させる上での課題

就学前児童の保護者では、「子育てが十分できない」が51.9%、「家庭での教育時間が少なくなる」が30.9%、「配偶者以外の家族（祖父母等）への育児・家事支援の依存が大きくなる」が30.6%、「自分の自由時間が少なくなる」が30.3%などとなっています。

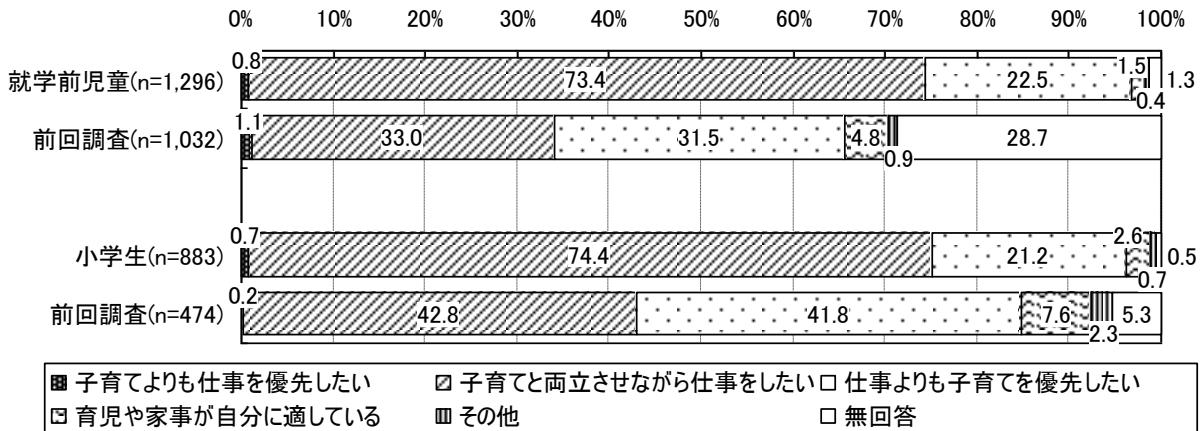


小学生の保護者についても「子育てが十分できない」が48.1%と最も多くなっていますが、前回調査より減少しています。また、これに次いで「家庭での教育時間が少なくなる」が35.0%となっています。



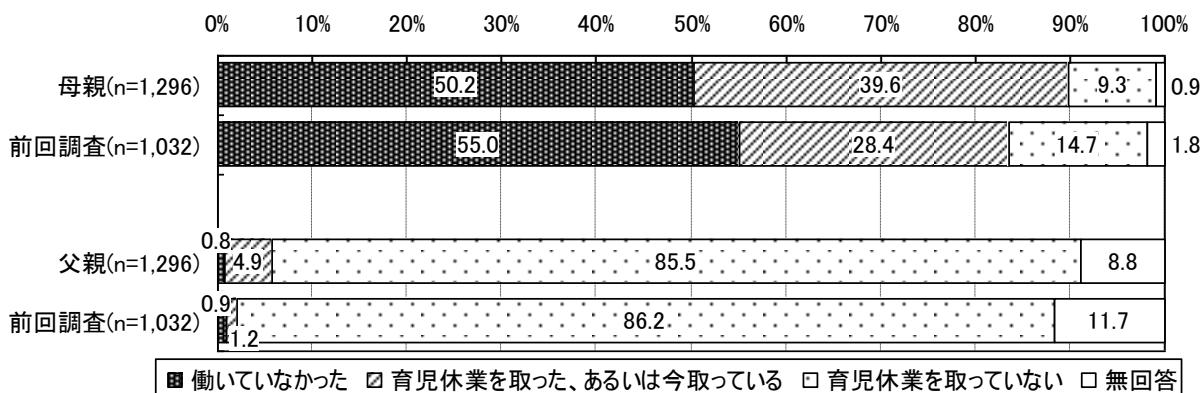
### ◆仕事と生活の調和について

「子育てと両立させながら仕事をしたい」という人は就学前児童の73.4%、小学生の74.4%を占めており、前回調査より大きく増加しています。



### ◆育児休業の取得状況（就学前児童のみ）

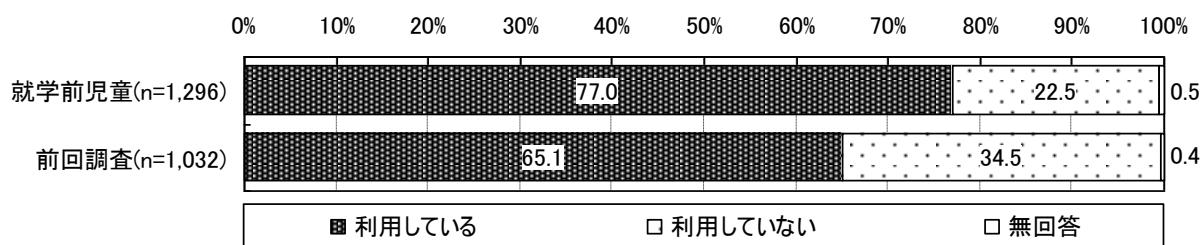
母親では「育児休業を取った、あるいは今取っている」が39.6%と、前回調査より増加しています。また、父親では「育児休業を取っていない」が85.5%を占めています。



## （2）教育・保育施設等の利用状況と今後の意向

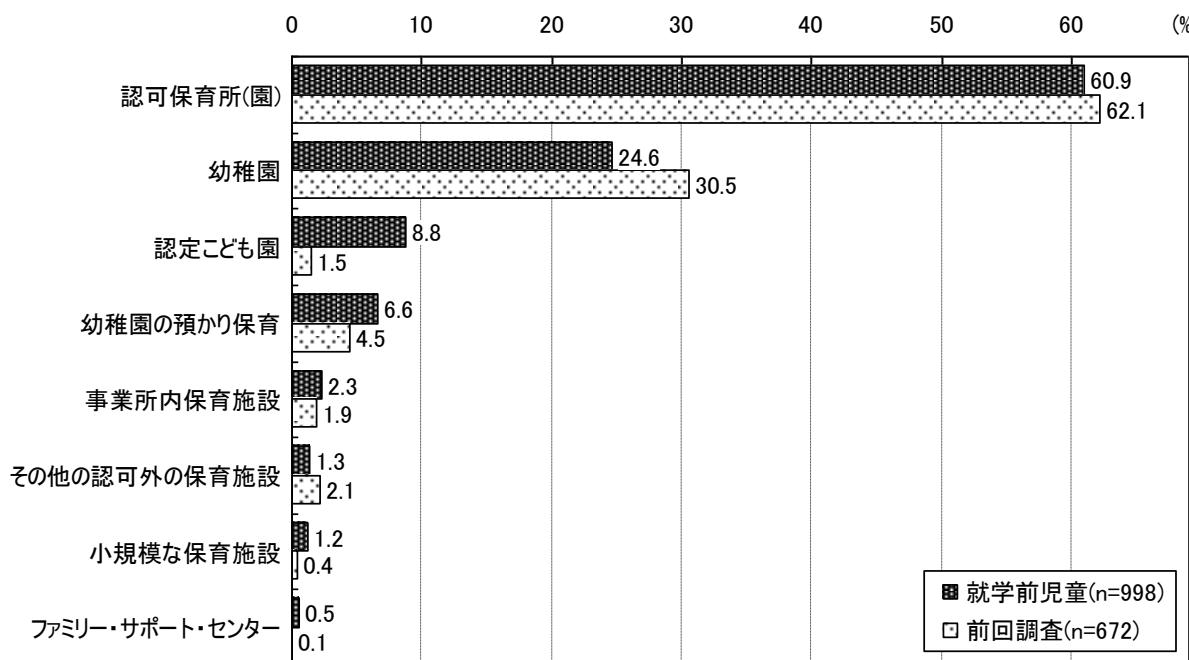
### ◆教育・保育施設等の利用状況

就学前で何らかの教育・保育施設等を利用している家庭は77.0%で、前回調査より増加しています。



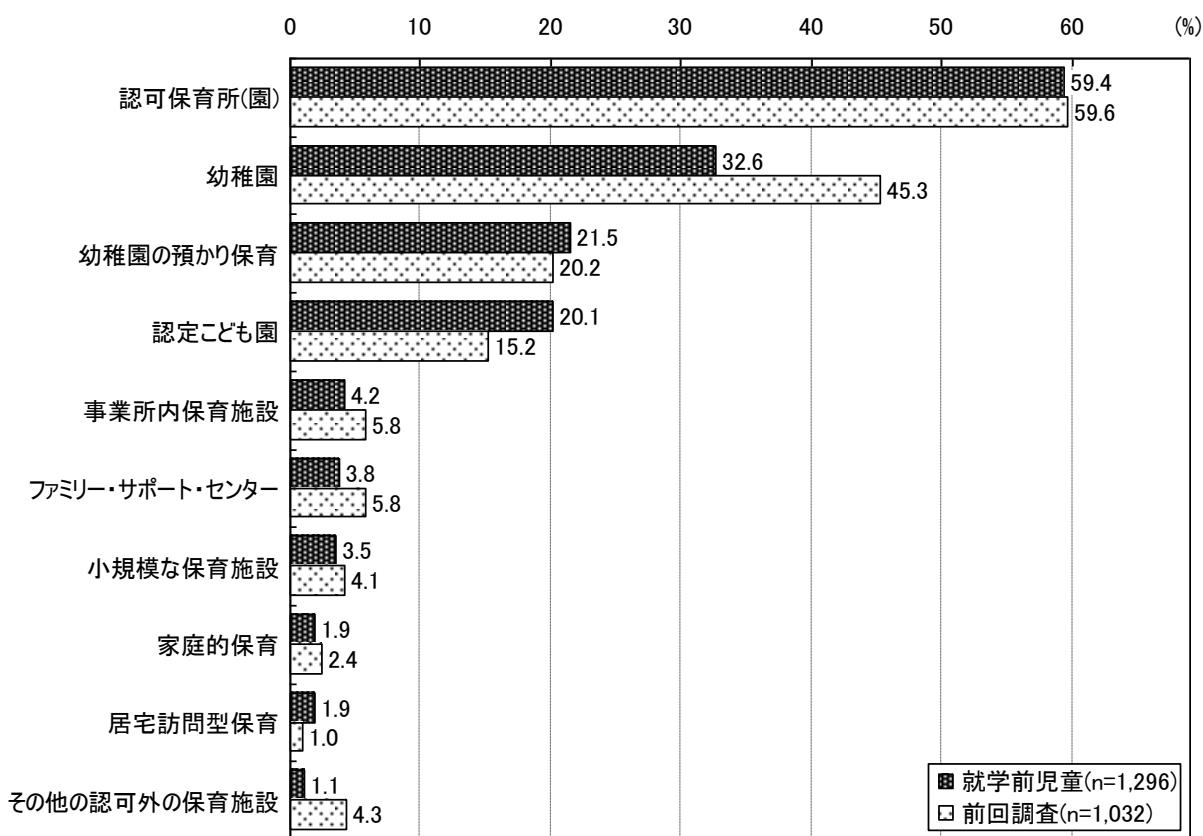
### ◆利用している教育・保育施設等（抜粋）

「認可保育所(園)」が60.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が24.6%となっています。



### ◆今後利用したい教育・保育施設等（抜粋）

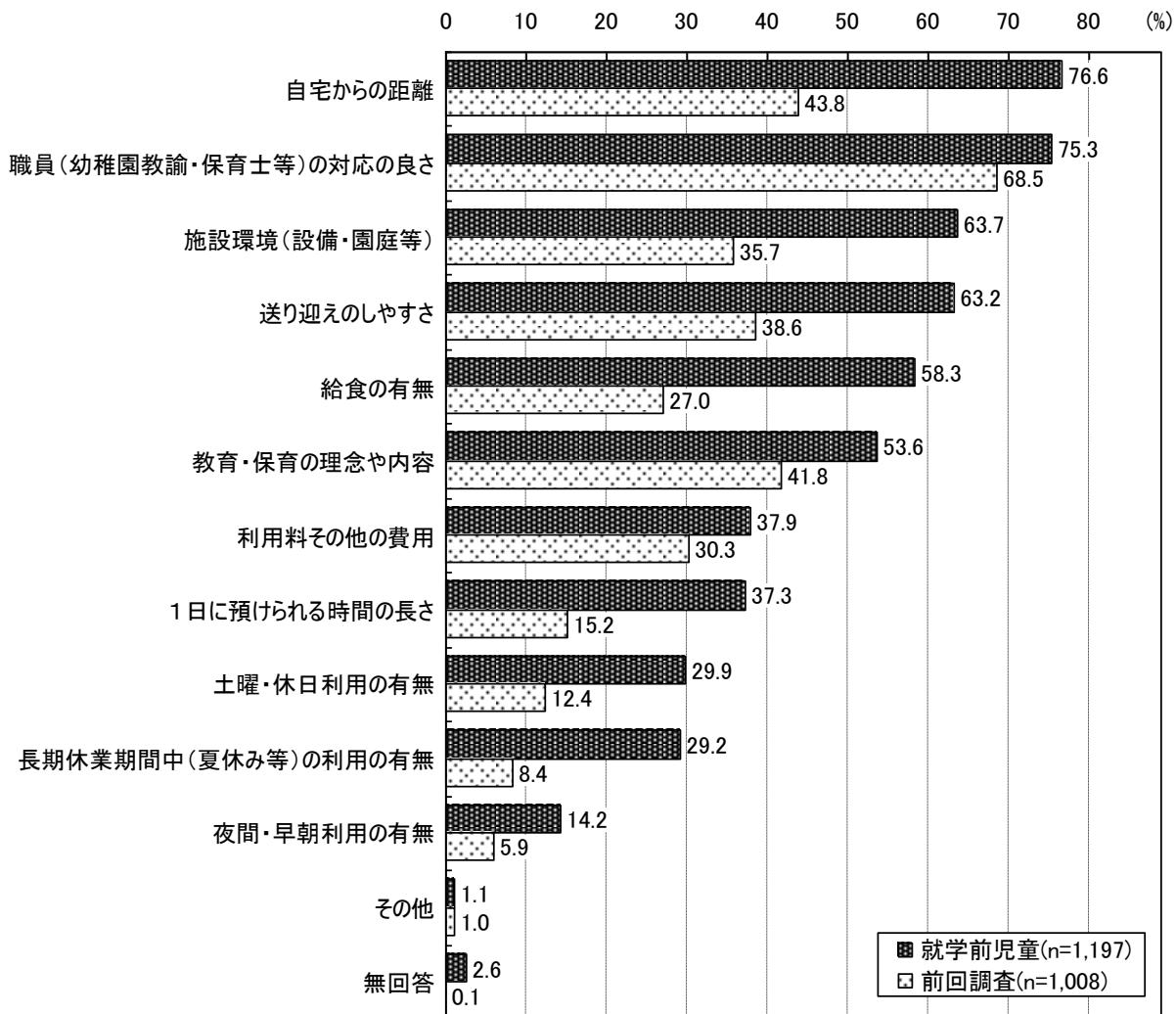
「認可保育所(園)」が59.4%と最も多く、これに次いで「幼稚園」が32.6%、「幼稚園の預かり保育」が21.5%、「認定こども園」が20.1%などとなっています。



### ◆教育・保育施設等を選ぶときに重視すること

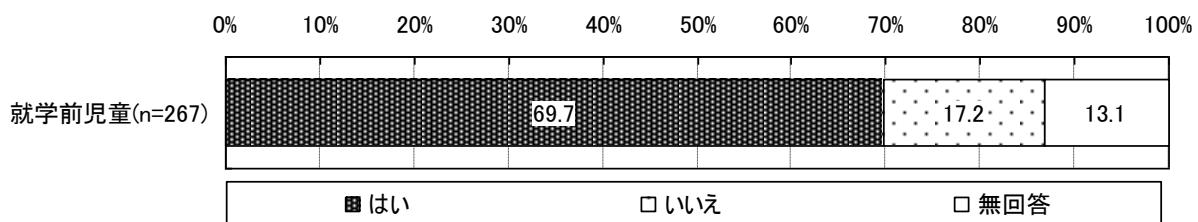
「自宅からの距離」が76.6%、「職員（幼稚園教諭・保育士等）の対応の良さ」が75.3%、「施設環境（設備・園庭等）」が63.7%、「送り迎えのしやすさ」が63.2%、「給食の有無」が58.3%、「教育・保育の理念や内容」が53.6%などとなっています。

前回調査と比べると、「自宅からの距離」や「施設環境（設備・園庭等）」、「送り迎えのしやすさ」、「給食の有無」など多くの項目で割合が高まっています。



### ◆認可保育所(園)が待機状態の場合、預かり保育を行う幼稚園に入園を希望するか

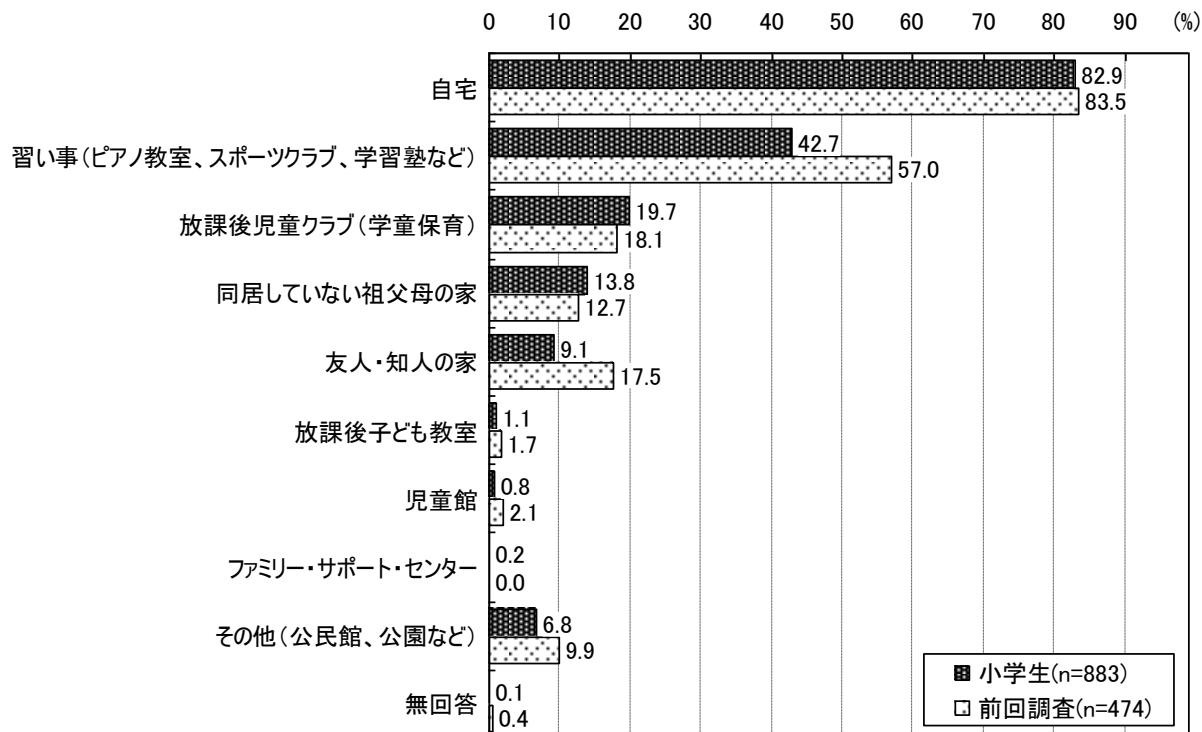
「はい」が69.7%を占めています。



### (3) 放課後の時間の過ごし方

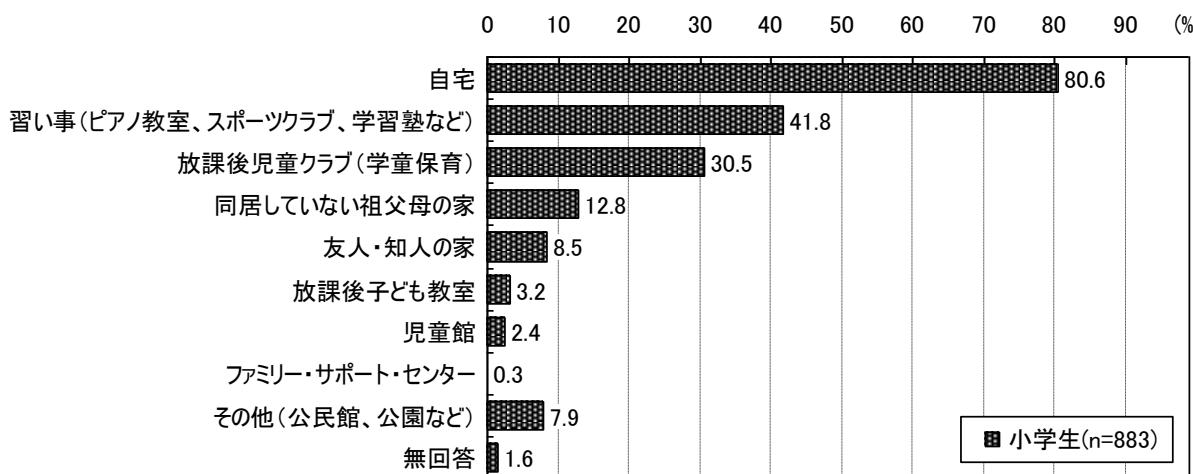
#### ◆現在の放課後の過ごし方（小学生）

「自宅」が82.9%と最も多く、次いで「習い事」が42.7%となっていますが、前回調査より割合は低下しています。また、「放課後児童クラブ」は19.7%となっています。



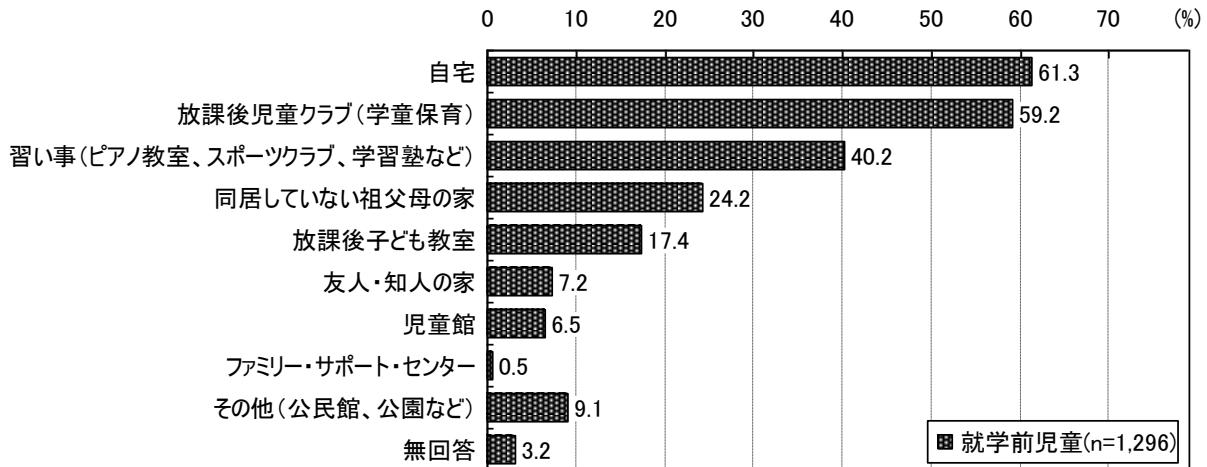
#### ◆今後の放課後の過ごし方（小学生）

「自宅」が80.6%と最も多く、次いで「習い事」が41.8%、「放課後児童クラブ」が30.5%となっています。



### ◆小学校就学後の放課後の時間の過ごし方（5歳児）

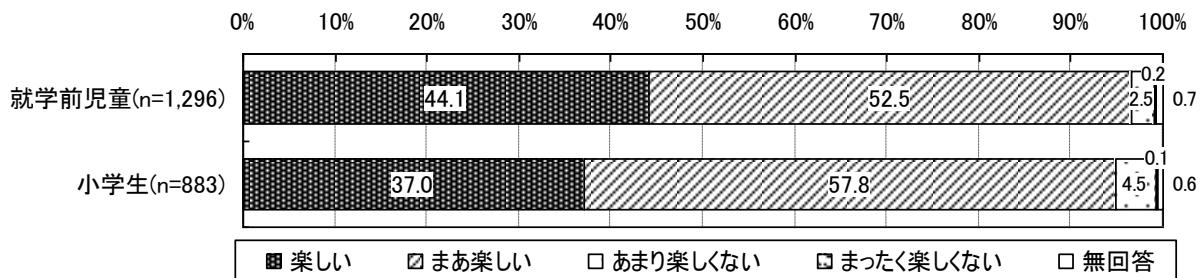
5歳児のいる家庭に小学校への就学後の放課後の過ごし方を尋ねたところ、「自宅」が61.3%、「放課後児童クラブ」が59.2%、「習い事」が40.2%となっています。



## (4) 子育てに関する意識

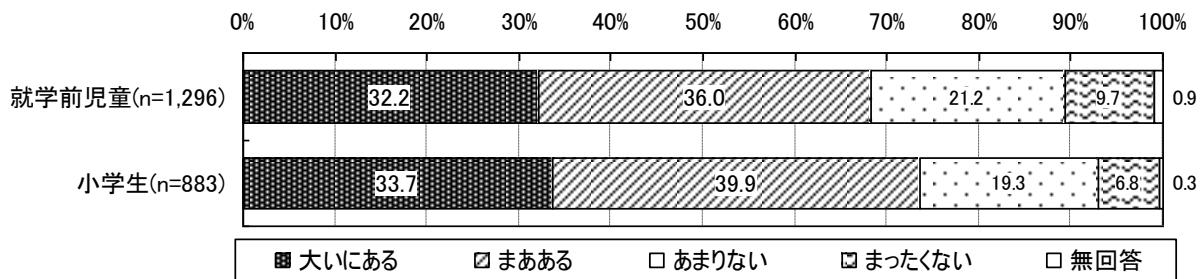
### ◆子育てについて感じること

就学前児童・小学生の保護者とも「まあ楽しい」が最も多く、就学前児童の52.5%、小学生の57.8%を占めています。



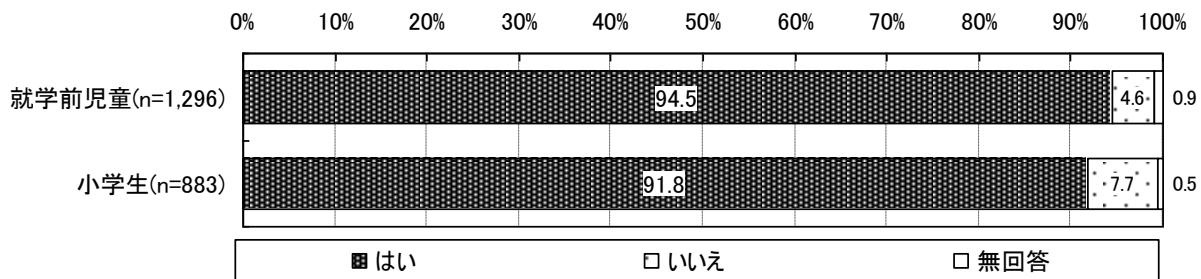
### ◆子育てが地域の人に支えられているか

「大いにある」「まあある」を合わせて地域の人に支えられているという実感がある人は就学前児童の68.2%、小学生の73.6%を占めています。



### ◆子育てや教育に関する相談先の有無

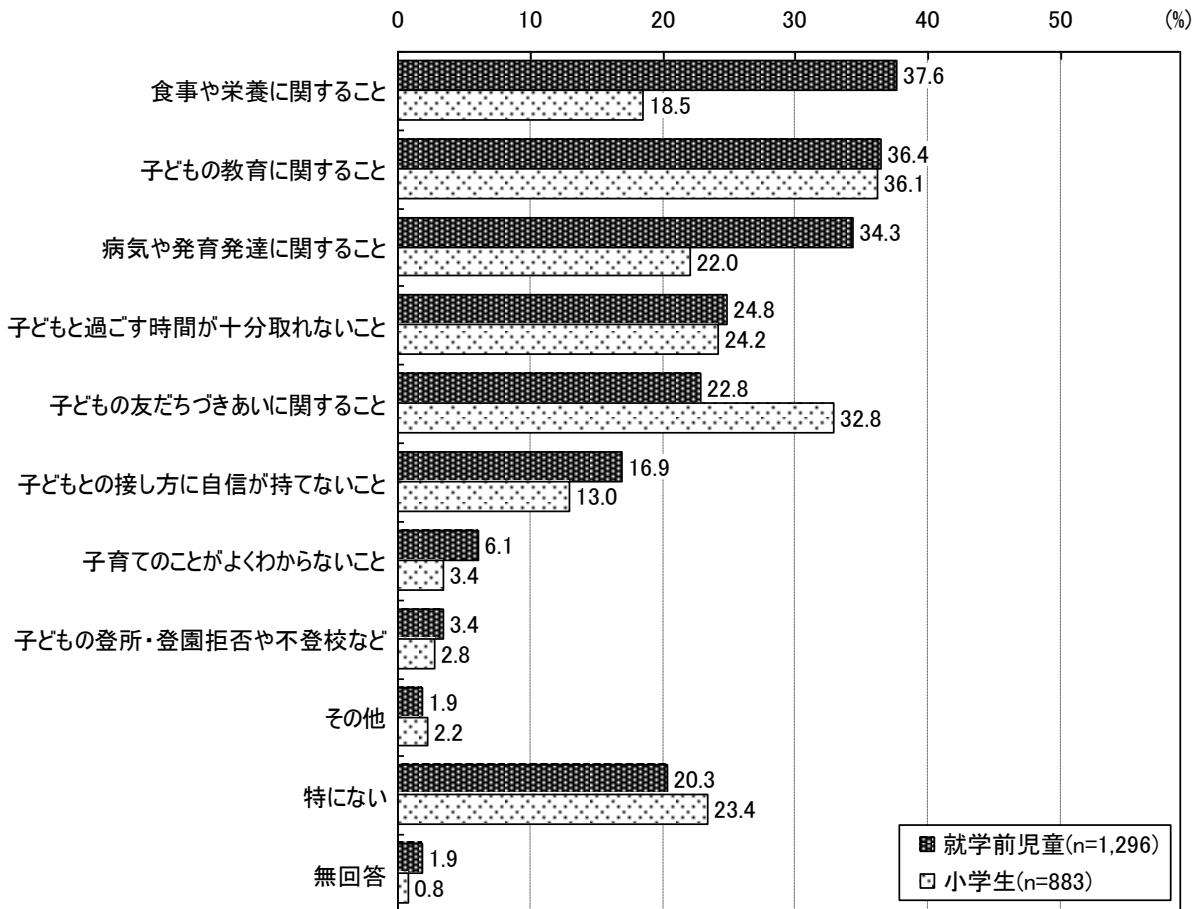
「はい」（相談先がある）が就学前児童の保護者の94.5%、小学生の保護者の91.8%を占めています。



### ◆子どもに関する悩みや気になること

就学前児童の保護者では、「食事や栄養に関するここと」が37.6%と最も多く、次いで「子どもの教育に関するここと」が36.4%、「病気や発育発達に関するここと」が34.3%となっています。

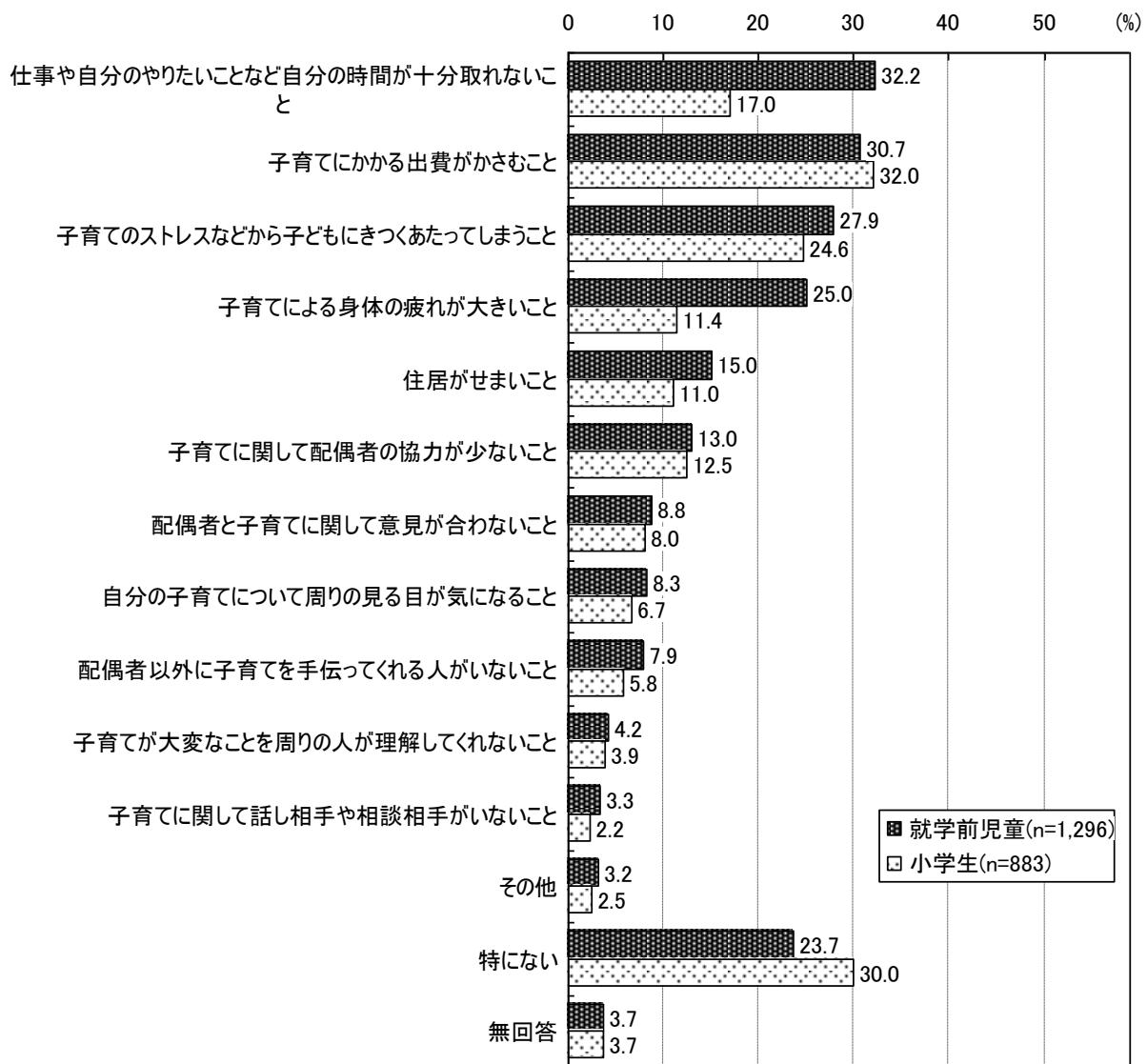
小学生の保護者では、「子どもの教育に関するここと」が36.1%と最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関するここと」が32.8%、「子どもと過ごす時間が十分取れないここと」が24.2%となっています。



### ◆保護者自身の悩みや気になること

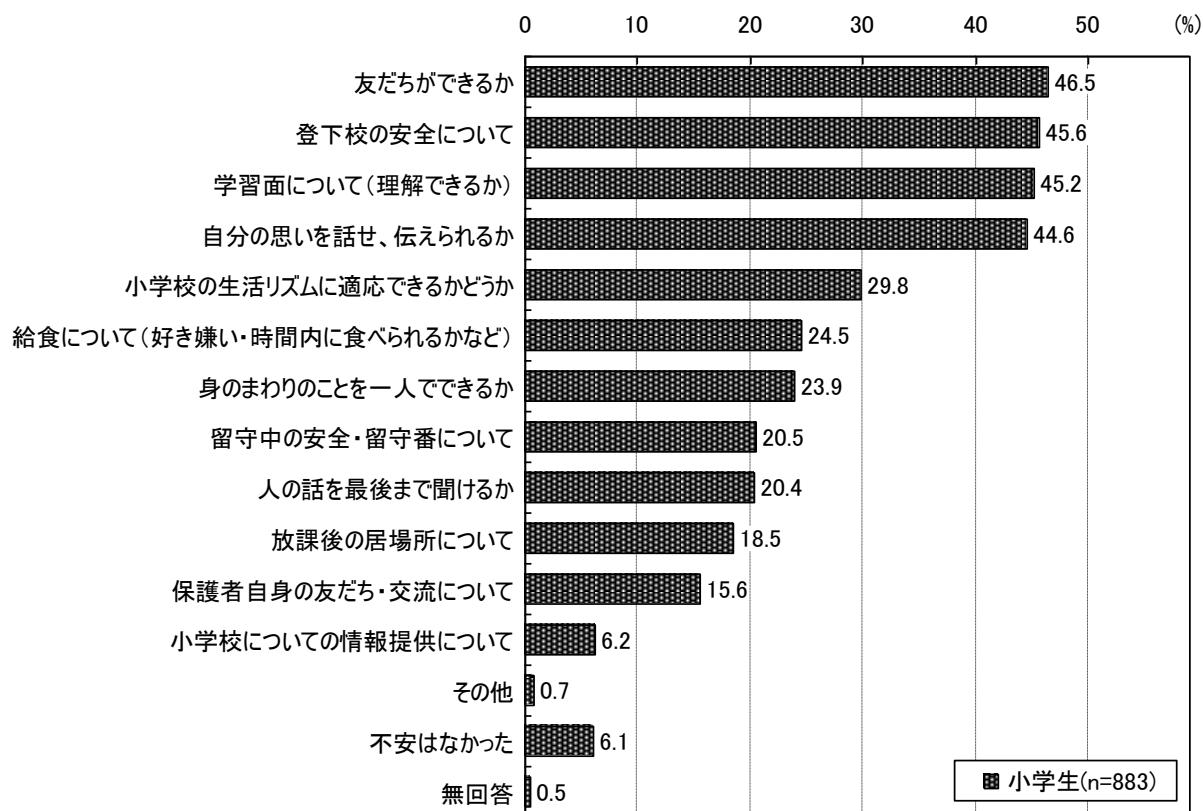
就学前児童の保護者では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が32.2%と最も多く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が30.7%、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が27.9%となっています。

小学生の保護者では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が32.0%と最も多く、これに次いで「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が24.6%、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が17.0%となっています。



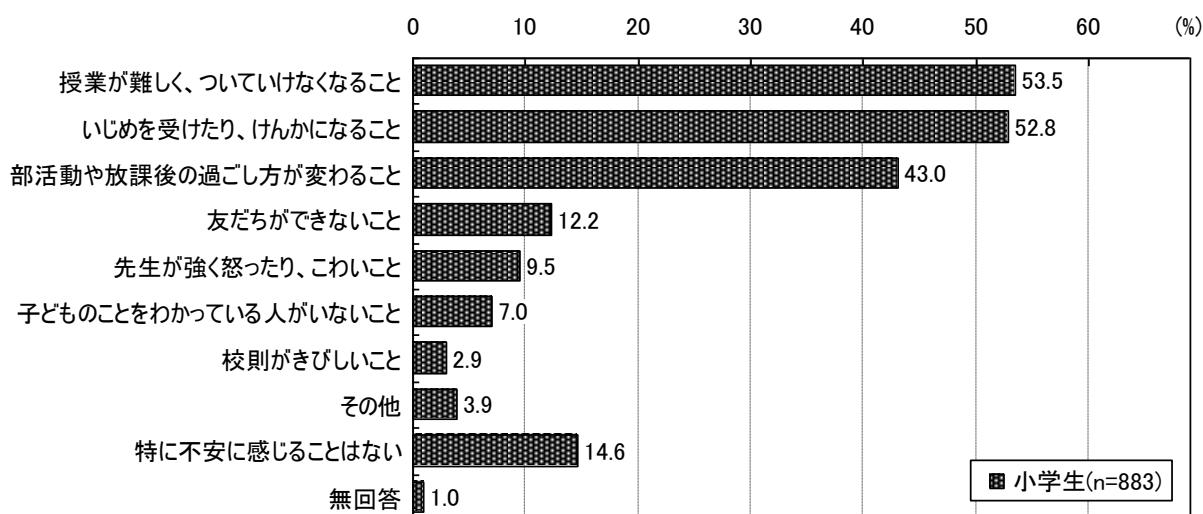
### ◆小学校に入学する際の不安について

小学生の保護者に小学校に入学する際に感じた不安の内容を尋ねたところ、「友だちができるか」が46.5%、「登下校の安全について」が45.6%、「学習面について（理解できるか）」が45.2%、「自分の思いを話せ、伝えられるか」が44.6%などとなっています。



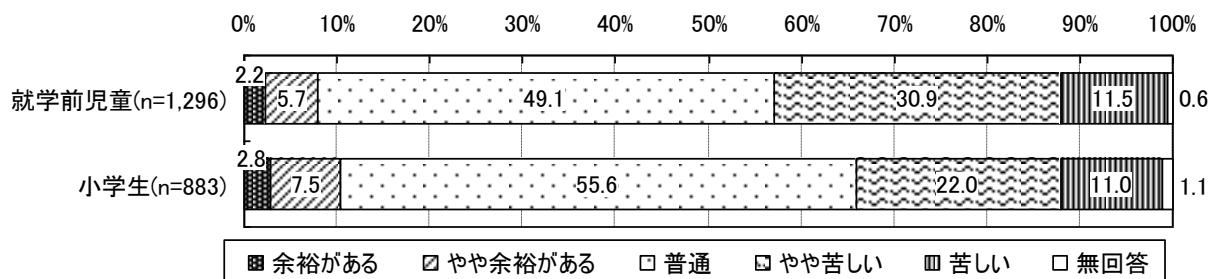
### ◆中学生になることへの不安

小学生の保護者に子どもが中学生になる際の不安について尋ねたところ、「授業が難しく、ついていけなくなること」が53.5%、「いじめを受けたり、けんかになること」が52.8%、「部活動や放課後の過ごし方が変わること」が43.0%などとなっています。



### ◆経済的にみた暮らしの状況

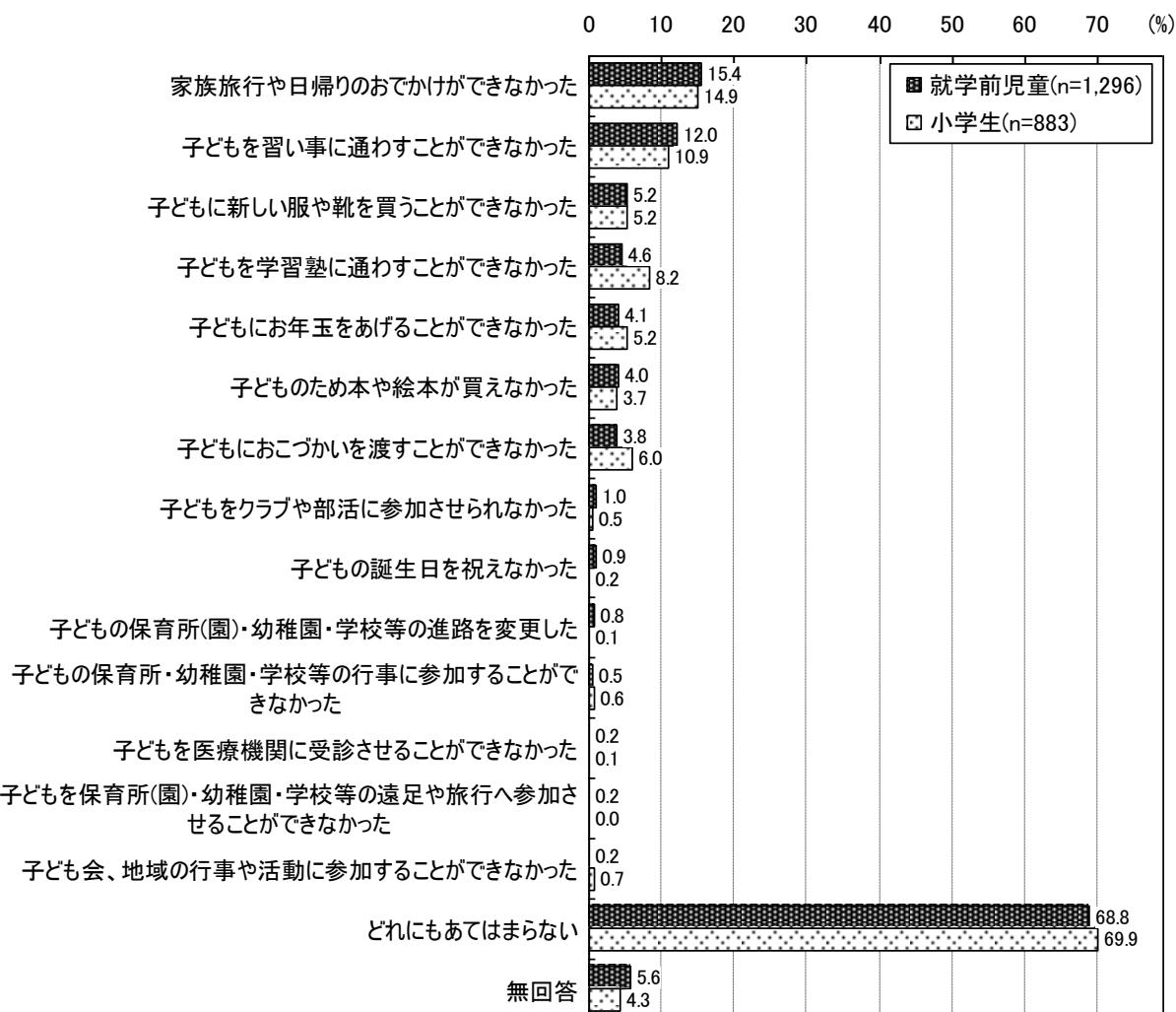
就学前児童・小学生とも「普通」が50%前後と最も多く、次いで「やや苦しい」が就学前児童の30.9%、小学生の22.0%を占めています。



### ◆子どもに関するこのうち、経済的な理由によりできなかったこと

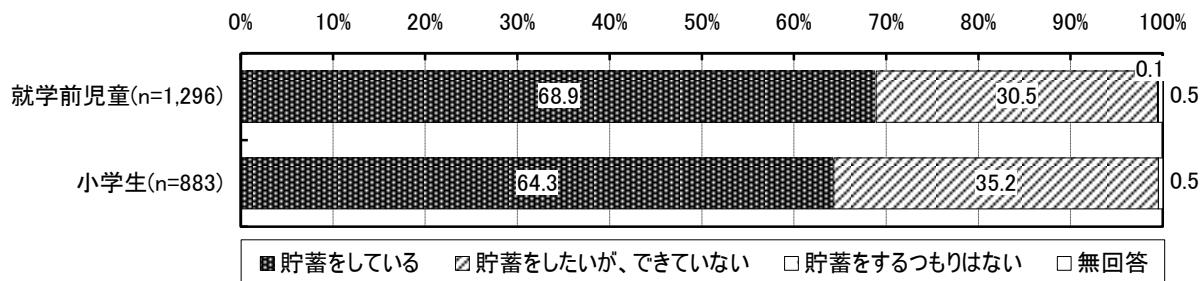
「どれにもあてはまらない」と無回答を除くと、就学前児童の25.6%、小学生の25.8%が経済的な理由によりできなかったことがあると答えています。

内容別には「家族旅行や日帰りのおでかけができなかつた」が最も多く、就学前児童の15.4%、小学生の14.9%となっており、次いで「子どもを習い事に通わせることができなかつた」(就学前児童12.0%、小学生10.9%)となっています。



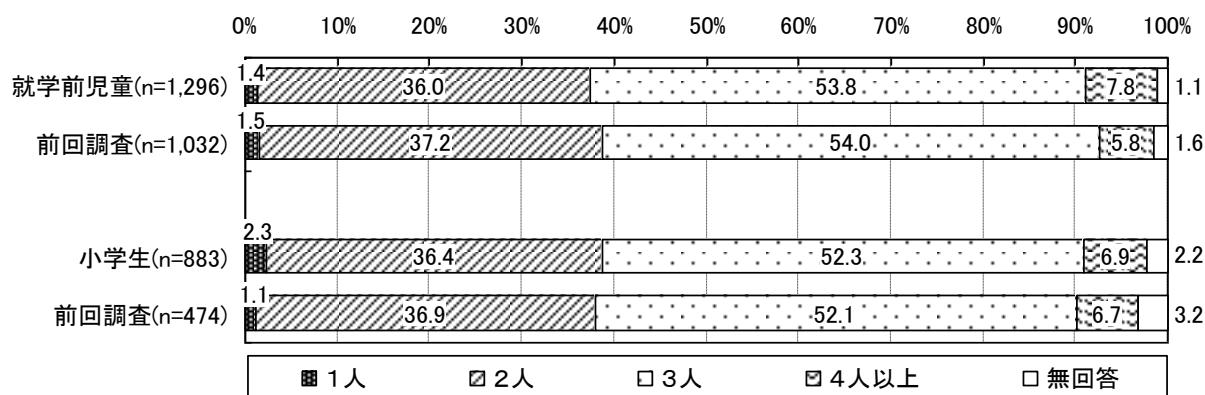
### ◆子どもの将来のための貯蓄の状況

「貯蓄をしている」が就学前児童の68.9%、小学生の64.3%を占めていますが、就学前児童から小学生にかけて「貯蓄をしたいが、できていない」と答える世帯が増える傾向にあります。



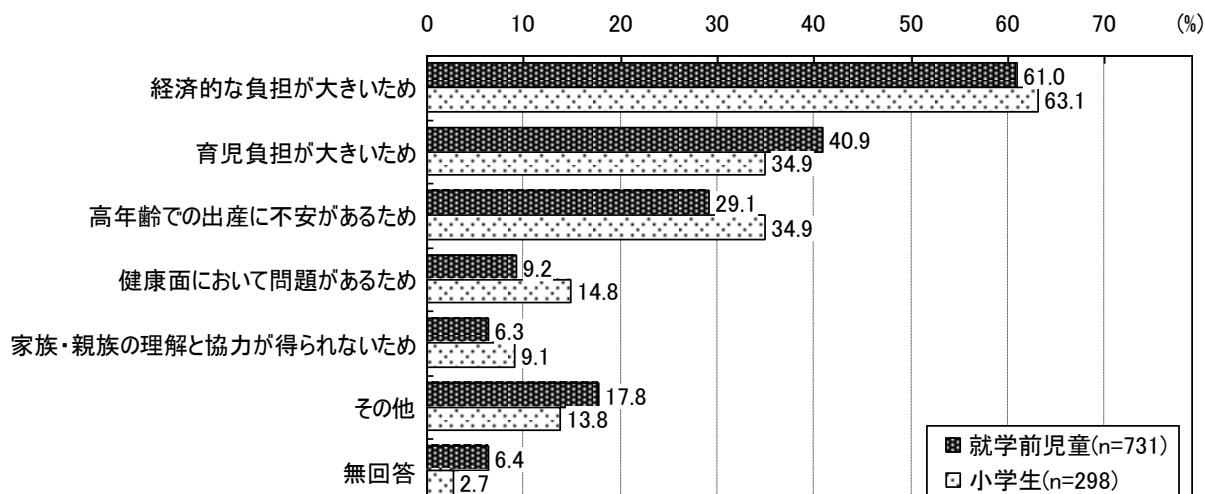
### ◆理想と思う子どもの人数

実際の子どもの人数は2人が就学前児童・小学生とも最も多く、理想と思う子どもの人数については「3人」が最も多くを占め、前回調査と傾向は変わりません。



### ◆理想の人数に満たない理由

「経済的な負担が大きいため」が最も多く、就学前児童の61.0%、小学生の63.1%を占めています。

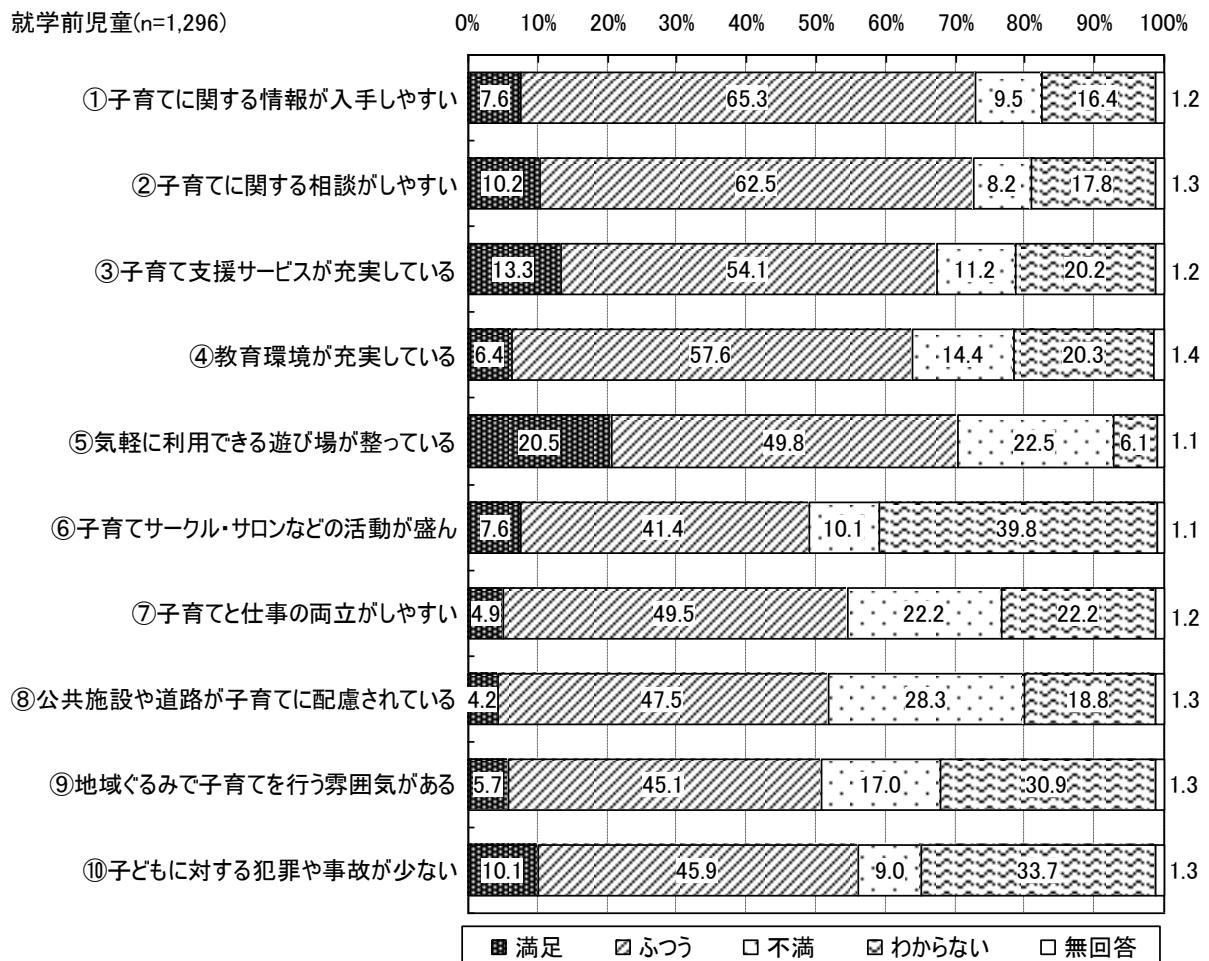


## (5) 子育てに関する地域の環境と今後の支援の方向性について

### ◆地域における子育ての環境や支援について感じること

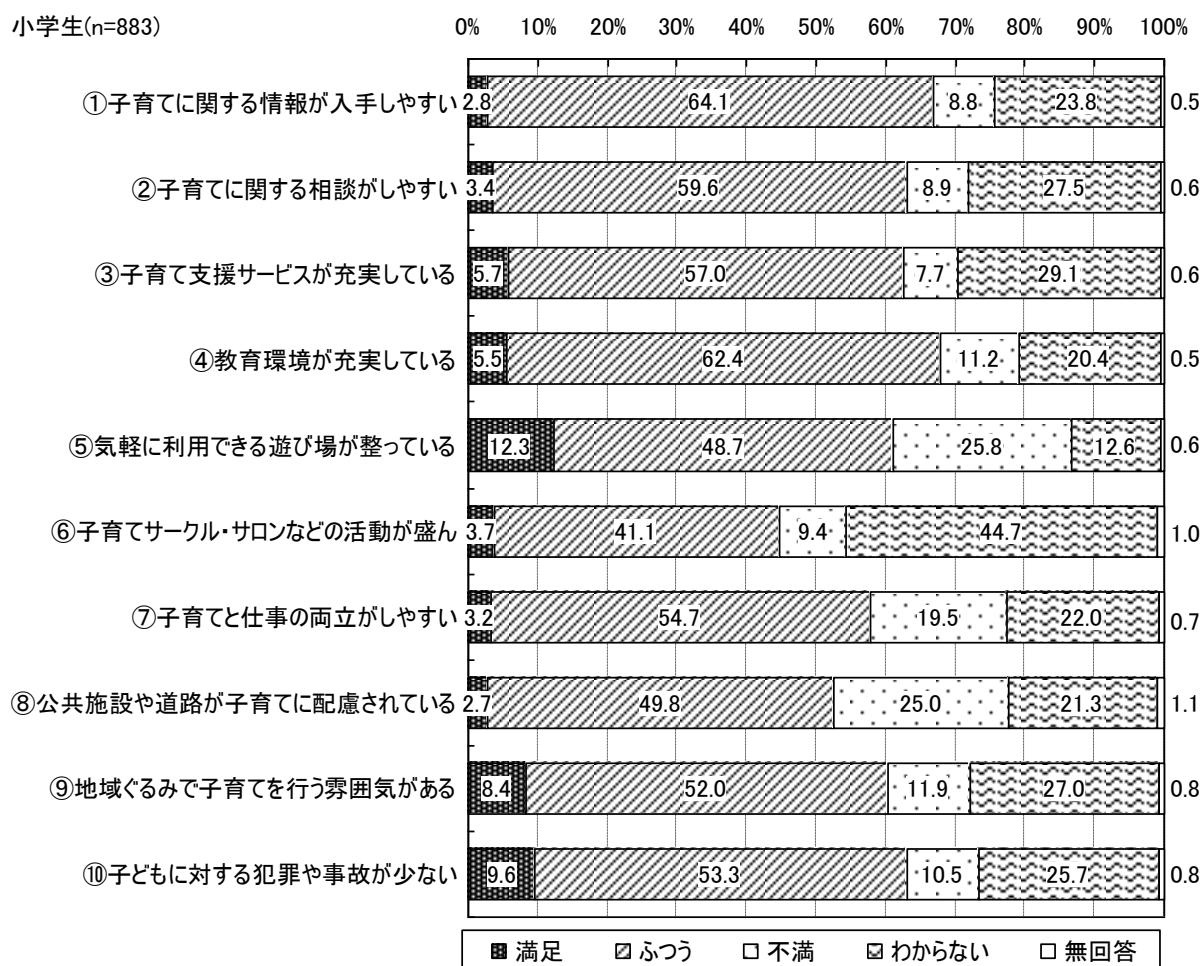
就学前児童保護者では、「満足」と「ふつう」を合わせて評価が高いものは、「①子育てに関する情報が入手しやすい」(72.9%)、「②子育てに関する相談がしやすい」(72.7%)、「⑤気軽に利用できる遊び場が整っている」(70.3%)、「③子育て支援サービスが充実している」(67.4%)、「④教育環境が充実している」(64.0%)などとなっています。

「不満」が多いものは、「⑧公共施設や道路が子育てに配慮されている」が28.3%、「⑤気軽に利用できる遊び場が整っている」が22.5%、「⑦子育てと仕事の両立がしやすい」が22.2%などとなっています。



小学生の保護者では、「満足」と「ふつう」を合わせて評価が高いものは、「④教育環境が充実している」(67.9%)、「①子育てに関する情報が入手しやすい」(66.9%)、「②子育てに関する相談がしやすい」(63.0%)、「⑩子どもに対する犯罪や事故が少ない」(62.9%)、「③子育て支援サービスが充実している」(62.7%)などとなっています。

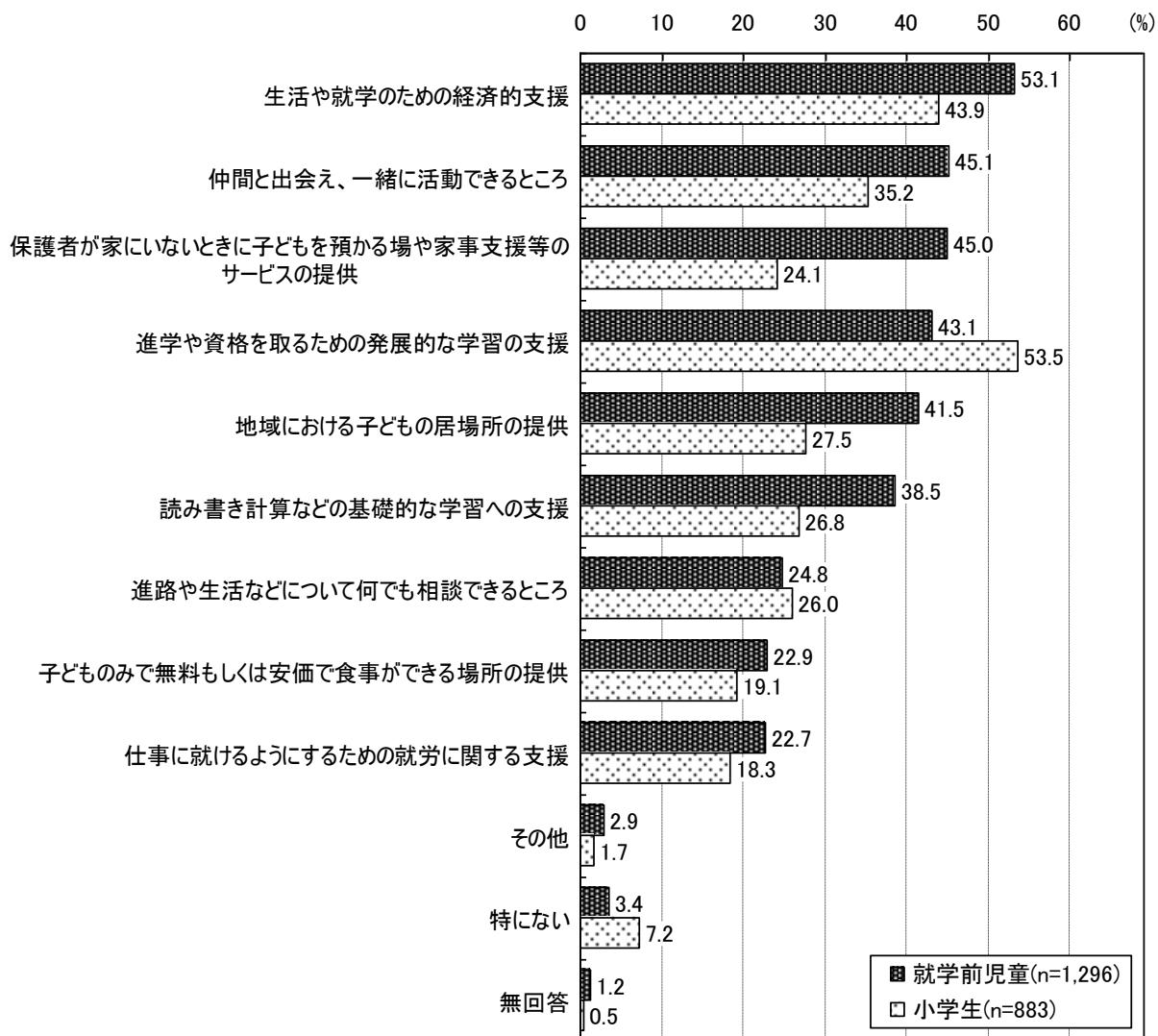
「不満」が多いものは、「⑤気軽に利用できる遊び場が整っている」が25.8%、「⑧公共施設や道路が子育てに配慮されている」が25.0%、「⑦子育てと仕事の両立がしやすい」が19.5%などとなっています。



### ◆子どもに対する支援としてあればよいと思うもの

就学前児童の保護者では、「生活や就学のための経済的支援」が53.1%と最も多く、次いで「仲間と出会え、一緒に活動できるところ」が45.1%、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場や家事支援等のサービスの提供」が45.0%、「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が43.1%、「地域における子どもの居場所の提供」が41.5%などとなっています

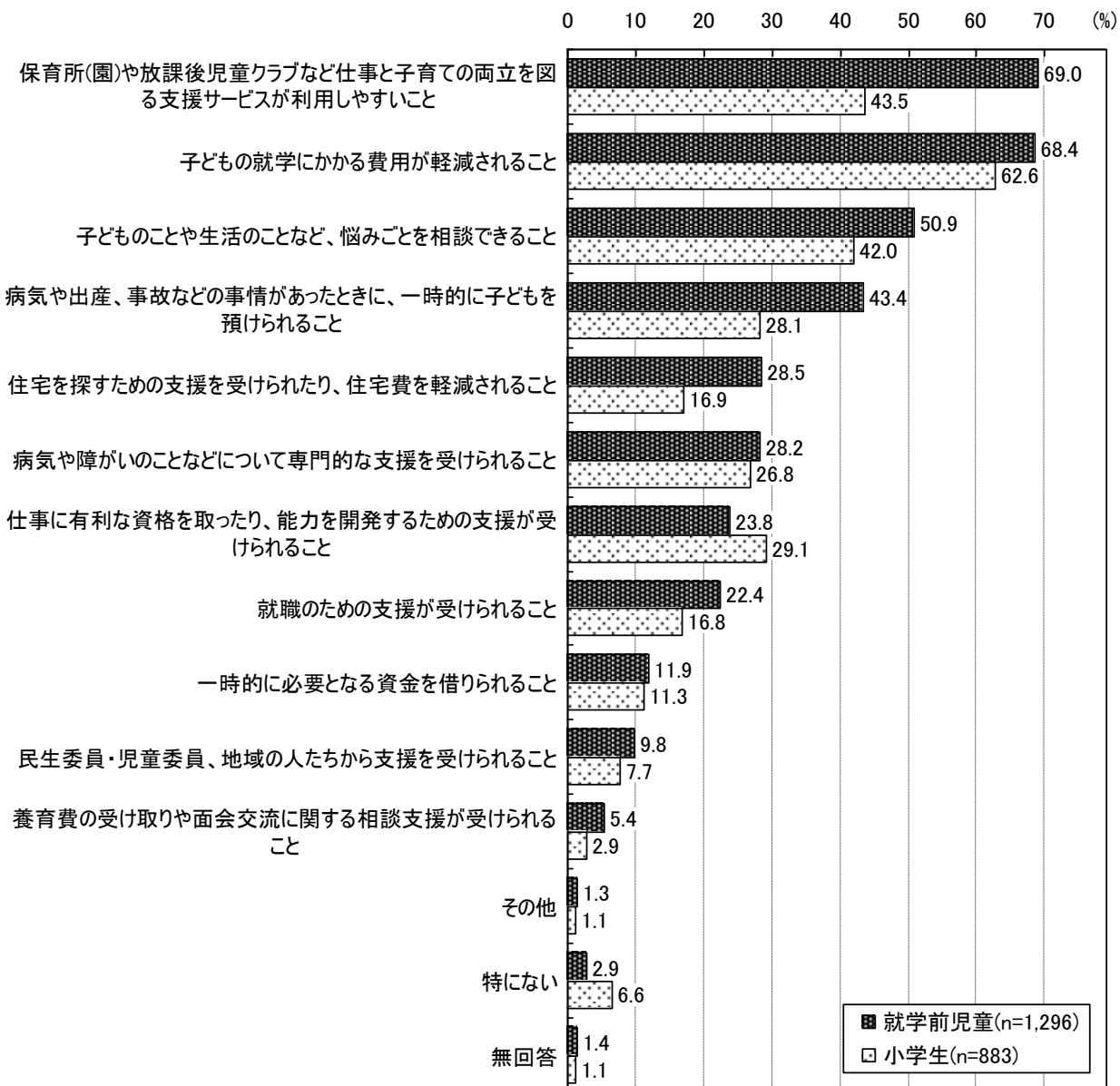
小学生保護者では、「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が53.5%と最も多く、次いで「生活や就学のための経済的支援」が43.9%、「仲間と出会え、一緒に活動できるところ」が43.1%、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場や家事支援等のサービスの提供」が41.5%などとなっています。



### ◆子育てをする上で必要としたり、重要だと思う支援

就学前児童の保護者では、「保育所(園)や放課後児童クラブなど仕事と子育ての両立を図る支援サービスが利用しやすいこと」が69.0%、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が68.4%、「子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること」が50.9%、「病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること」が43.4%などとなっています。

小学生の保護者では、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が62.6%と最も多く、次いで「保育所(園)や放課後児童クラブなど仕事と子育ての両立を図る支援サービスが利用しやすいこと」が43.5%、「子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること」が42.0%となっています。



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 めざす姿

第一期の子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援行動計画で掲げた「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を受け継ぎ、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育ちをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めてきました。

子どもや子育て家庭をめぐる環境は依然として厳しく、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。また、子どもを生み育てたいという個人の希望がかなうようにするために、社会全体で支援することが強く求められています。

こうしたことから、本計画では、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会全体が子どもや子育て家庭に寄り添い、互いに協力して子育て支援に取り組むとともに、子どもの最善の利益が実現されること、また子育てをとおして保護者自身も親として育まれていくようなまちづくりを目指します。

子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

## 2 計画の基本理念

### 子どもの人権の尊重

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの育ちの過程に応じた支援を行います。

### すべての子どもと子育て家庭の支援

「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に、就労状況や性別などにより様々に状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

### 地域社会全体での子育て支援

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

## 3 計画の基本目標

子ども・子育て支援の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。本計画では、基本理念を実現するために次の7つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進します。

### 基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の変化のなかで、多様化する子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育環境の整備を図ります。

現行の保育サービスの見直し・充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うため、地域住民による自主的な活動の輪を広げ、ネットワークの形成を推進します。

### 基本目標2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

### 基本目標3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるため、子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう、親子のきずなを深める体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

また、幼少時からの食生活・生活習慣や、思春期における性感染症や薬物使用などに関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもを含めた市民に対する保健予防を推進します。

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、子どもをはじめ、地域の人すべてが安全に、かつ安心して外出し、様々な社会活動に参加できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女がともに子育ての楽しさと難しさを共有することができる就労環境の整備に努めます。

## 基本目標6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

障がいのある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を發揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として障がいのある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

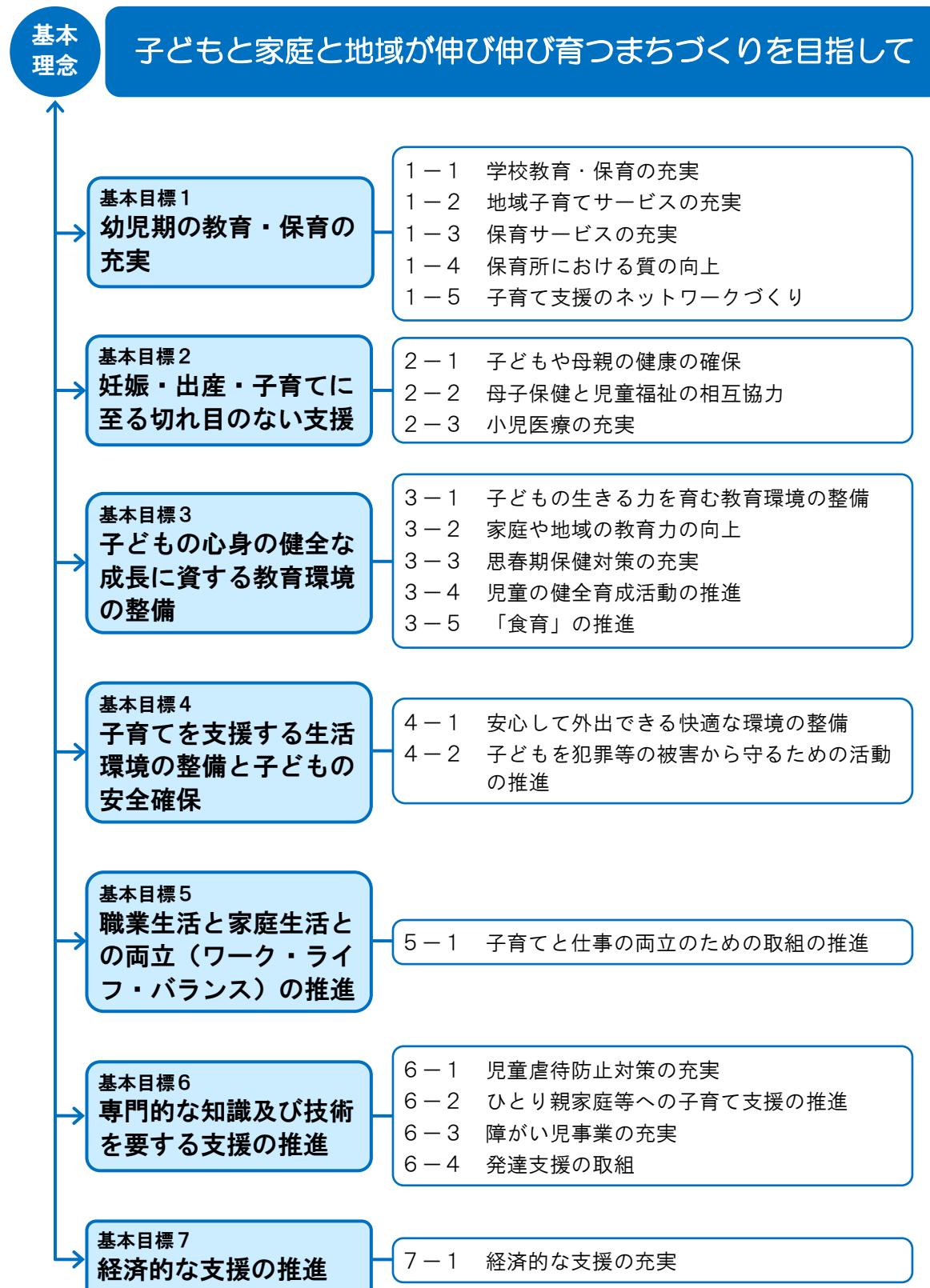
家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、児童虐待の防止等に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制など対策の充実を図ります。

## 基本目標7 経済的な支援の推進

子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多岐にわたり、子育てに関する経済支援はニーズの高い分野です。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より多くの支援を必要としています。日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭が経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

# 第4章 施策の展開

基本理念及び基本目標に基づき、第2期計画における施策の推進に努めます。



# 基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

## 推進施策1－1 学校教育・保育の充実

No	施策・事業	内 容	担 当
1	幼稚園	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。	保育・幼稚園課
2	保育所	保育を必要とする子どもを受け入れ、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、保育所の整備を推進するなど、必要な定員の確保に努めます。	保育・幼稚園課
3	認定こども園	就学前の子どもに対して教育・保育、子育て支援等を総合的に提供する「認定こども園」の設置の推進を支援し、必要な入所定員の確保に努めます。	保育・幼稚園課
4	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業については、地域や企業のニーズに応じ、事業計画に基づき整備を図ります。	保育・幼稚園課

## 推進施策1－2 地域子育てサービスの充実

No	施策・事業	内 容	担 当
5	地域子育て支援拠点事業の充実 (地域子育て支援センターの推進)	地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の子育て不安等に関する相談指導や地域の保育資源の情報提供を行い、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めるとともに、子育てサークル等の育成・支援を行い、子育て中の親を支援します。	保育・幼稚園課
6	新・放課後子ども総合プランの推進	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようすべての小学校区において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に連携して実施します。	社会教育課、 子育て支援課

## 第4章 施策の展開

No	施策・事業	内 容	担当
7	放課後子ども教室推進事業	<p>小学校1～6年生までを対象に、学校の余裕教室や公民館を利用して、放課後や週末等に、PTAや地域のボランティアの方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動を行い、異年齢の児童や地域の住民との交流を通して、子どもたちがしっかり育つように地域ぐるみで取り組み、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p> <p>各放課後子ども教室に実行委員会組織を設置し、児童クラブとの連携や児童への対応の仕方、学校の余裕教室の活用等、より良い教室運営に努めます。</p> <p>現在24教室で実施していますが、放課後児童クラブとの連携を図りながら、令和6年度には25教室での開設を目指すとともに、そのうち10教室を一体型として整備し、継続した事業の実施に取り組みます。</p>	社会教育課、子育て支援課
8	放課後児童健全育成事業	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業のある日については放課後から18時まで、学校休業日については7時30分から18時までの間、小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊びと生活の場を提供します。</p> <p>また、児童の健全な育成を図るため、研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。</p>	社会教育課、子育て支援課
9	ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を行う人（サポート会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、お互いに助け合う組織で、保育所や児童クラブまでの送迎や保育所や児童クラブ閉所後の一時的な預かり等を行っています。</p> <p>病児・病後児預かりなどの事業拡大を行うとともに、今後も事業のPRに努め、会員数の拡大を図ります。</p>	保育・幼稚園課
10	児童館管理運営事業	<p>子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童の健全育成を支援するとともに、子育てに関する保護者の情報交換の場、地域児童福祉の拠点施設として、現在、西条児童館、西条西部児童館、東予西児童館、丹原児童館の4児童館を開設しています。</p> <p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもたちの生活内容をより豊かにし、創造活動や、仲間で楽しく遊ぶ喜びを知る場になるように、児童の個別的・集団的指導を行います。</li> <li>2. 遊びを通じて運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得などにより体力増進を図るとともに情緒を豊かにし、心身ともに健やかな子どもに育てます。</li> <li>3. 児童を対象とした各種クラブ活動、母親を対象としたサークル活動や育児相談等を通じて、地域の子育てセンター的な役割を発揮し、子育て家庭の支援を行います。</li> </ol>	子育て支援課

No	施策・事業	内 容	担 当
		児童館活動のさらなる充実と、児童の発達段階や状況に応じたきめ細かな児童館運営を実現していくため、児童厚生員のスキルアップを図るとともに、組織的な管理運営体制の充実を図ります。また、市内各地域間のバランスに配慮し、施設整備についても検討します。	
11	子育て・子育ち等に関する啓発事業	インターネットによる保育サービスや保育所の入所状況、子育て支援施策の現状等について、情報提供を行います。また、子育てハンドブックを作成し、子育て支援施策に関する情報提供を行っています。今後とも、子育て支援施策について様々なメディアによる啓発に努めます。	子育て支援課、保育・幼稚園課
12	子育て支援託児事業	「地域子育て」の環境づくり及び充実を図るため、公共施設等で実施される子育て支援事業の際に、保育サポートによる託児体制を支援します。	保育・幼稚園課
13	読み聞かせ事業	地域の読み聞かせボランティア等の支援を受け、乳幼児から小学生低学年を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等の実演による「おはなし会」を定期的に実施し、より良い読書習慣の習得を支援し、子どもたちが自ら課題解決のできる健全な育成を支援します。	図書館
14	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との調整を行うなど利用者支援を図ります。	子育て支援課
15	産前産後ヘルパー派遣事業	産前産後の時期にあり、日中に家族等の援助が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を行うことにより、家庭での育児に対する不安感や孤立感の解消・軽減を図ります。	子育て支援課

## 推進施策 1－3 保育サービスの充実

No	施策・事業	内 容	担 当
16	通常保育	公私立保育所等において、良好な保育環境を促進するため、保育施設の整備を促進するとともに、待機児童が出ないよう適切な定員数を定めます。	保育・幼稚園課
17	延長保育	保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童を対象に、11時間の保育所開所後、1時間の延長保育を実施しています。	保育・幼稚園課

## 第4章 施策の展開

No	施策・事業	内 容	担当
18	一時預かり事業	<p>保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童や、保護者の傷病や入院、育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、緊急または一時的に保育が必要となる児童を、保育所で一時的に保育しています。</p> <p>利用が多いことから、今後の実施にあたっては、実施保育所を増やすとともに、専用の保育室、職員の確保に努めます。</p>	保育・幼稚園課
19	障がい児保育	<p>保育の必要性がある障がい児で、保育所で行う保育に応じむ者について、保育所に入所させ健常児とともに集団保育することにより、障がい児の福祉の増進を図ります。</p> <p>その際、障がい児に対して個別に配置した加配保育士が個別の指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。</p> <p>また、障がい児保育に対する専門的な知識の研修等を実施し、保育士の質の向上を図ります。</p>	保育・幼稚園課
20	障がい児交流保育	保育所、幼稚園等に在籍していない小学校就学前の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童に対する療育の一環として、保育所の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進及び発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施します。	保育・幼稚園課
21	休日保育	保護者の就労形態の多様化により、市内の保育園に入園している児童の休日における保育を実施します。実施保育所以外からの利用希望があることから、該当保育所との連携を強化します。	保育・幼稚園課
22	病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援デイサービス事業）	現に保育所等に通所中の児童が病気または病気の回復期であり、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難である児童を対象に、集団保育の困難な期間、一時的にその児童の病児保育事業を行います。	保育・幼稚園課
23	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病またはその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護を適切に行うことのできる施設（里親、児童養護施設等）において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課
24	幼稚園における預かり保育	<p>私立幼稚園において、働く女性の増加や就労形態の多様化等に対応するため、園児の保護者が就労、疾病、家族の介護等により園児の保育ができない場合に、正規の教育終了後や長期休みに教育、保育活動を行う事業である預かり保育を実施しており、今後も継続して実施します。</p> <p>公立幼稚園の預かり保育については、無償化による状況の変化や保護者のニーズを確認しながら、検討します。</p>	保育・幼稚園課

No	施策・事業	内 容	担 当
25	保育所における低年齢児保育	市内すべての保育所で、0歳児からの保育を実施しています。近年、低年齢児の入所者が増えていることから適切な保育ができるよう保育士を配置し、低年齢児保育の充実を図ります。	保育・幼稚園課
26	広域入所の実施	里帰り出産や勤務地などの理由により、他市の保育所へ、または、他市から市内保育所への入所を実施しています。	保育・幼稚園課
27	保育所地域活動事業	保育所が地域の人々と交流し、児童がしっかり育つよう地域ぐるみで取り組む事業として、世代間交流等を今後も継続して実施します。	保育・幼稚園課
28	私立保育所施設整備補助	国や助成団体の補助対象となる事業について、補助基準額の4分の3を限度として補助しています。今後は、公立私立保育所等の定員の適正化を踏まえ、計画的に実施していきます。	保育・幼稚園課

## 推進施策 1－4 保育所における質の向上

No	施策・事業	内 容	担 当
29	保育実践の改善・向上	<p>保育所では、養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を生かしながら、常に保育の内容や方法を見直し、自己評価を基盤とした客観的な第三者評価を実施するなど、その改善・向上を図ることが必要です。そこで、保育所での業務の効率化のために情報技術の活用を図ります。</p> <p>また、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関と積極的な連携や協力を図り、保育所の改善・向上を目指します。</p>	保育・幼稚園課
30	子どもの健康及び安全の確保	<p>保育所では、子どもが健康で安全に生活できる場となることが必要です。そこで、保育所では障がいのある子をはじめ特別の支援をする子どもの保育に関して、地域の関係機関等との連携を図り、適切な保育が受けられるよう必要な支援を実施します。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会やすこやか親子推進連絡会議など地域の関係機関等と積極的な連携や協力を図り、保育所が、健康で安全に生活できる場であるよう努めます。</p>	保育・幼稚園課

## 第4章 施策の展開

No	施策・事業	内 容	担 当
31	保育士等の資質・専門性の向上	保育所では、保育士等が資質や保育の専門性を高め、質の高い人材を確保する必要があります。そこで、国が体系化する予定の研修ガイドラインを参考にして、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用するなど、県と協力しながら、研修体制の充実を図ります。	保育・幼稚園課
32	保育を支える基盤の強化	保育所において、保育の改善・向上や子どもの健康・安全の確保、保育士の質の向上を図るなどの取組を支えるため、保育所の保育環境の改善・充実を図ります。 例えば、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や地域において子育て支援にかかわる人材を活用して様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整を行います。	保育・幼稚園課

## 推進施策1－5 子育て支援のネットワークづくり

No	施策・事業	内 容	担 当
33	子育てハンドブックによる情報提供	子育てをされている方やこれから子育てをされる方が、子育てサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、各種施策を、妊娠～出産～子育て期のライフステージごとに整理して掲載する子育てハンドブックを作成、配布しています。 掲載する情報は、保健・医療、福祉、教育などの各種施策の紹介、また各種相談窓口、保育所や児童館等の施設、子育てマップなどで、毎年度、最新の情報に更新しています。	子育て支援課
34	わくわく子育て応援サイト「ハピ♡すく」	子育て世代にとって身近なスマートフォンなどから、子育て支援情報の発信とともに、予防接種スケジュールの自動作成や子どもの成長記録、子育てに関する悩みの相談や情報交換ができる電子掲示板などの機能を提供するサイト「ハピ♡すく」を運用し、子育てに対する不安感や孤立感の解消、軽減を図ります。	子育て支援課

## 基本目標2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

### 推進施策2－1 子どもや母親の健康の確保

No	施策・事業	内 容	担 当
35	母子保健推進体制（すこやか親子推進連絡会議）	すべての親と子の健康や生活環境の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が相互に連携し、ネットワークの構築を行い、地域支援体制づくりに努めます。	健康医療推進課
36	妊婦健診	妊婦の健康管理に役立てるよう、母子手帳交付時に受診票14枚を発行し、県内委託医療機関等において個別健診を実施しています。今後も、母子手帳交付時・両親学級等において健診の受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課
37	乳児健診	予防接種券交付時に受診票2枚を発行し、県内委託医療機関で個別健診を実施しています。今後も、予防接種券交付時や3か月児健診や各相談等を利用して受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課
38	3か月児健診	生後3～4か月の乳児を対象に、集団健診で問診、身体測定、健康教育（離乳食等）、内科診察、保健指導及びブックスタート（図書館の職員による絵本の読み聞かせの指導）を実施するとともに、希望者には栄養相談を行っています。 今後も、予防接種券交付時や赤ちゃん訪問時に3か月児健診について説明し、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児には電話連絡により、受診を働きかけ、受診率向上に努めます。	健康医療推進課
39	1歳6か月児健診	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体計測、健康教育（歯科衛生士・保育士等）、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。 今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の2か月後にハガキを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。	健康医療推進課
40	3歳児健診	満3歳2か月～4歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、視覚スクリーニング検査、健康教育（歯科衛生士・保育士等）、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。	健康医療推進課

## 第4章 施策の展開

No	施策・事業	内 容	担 当
		今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の2か月後にハガキを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。	
41	5歳児相談事業	<p>5歳0か月児を対象に、保護者及び保育園・幼稚園とともに心身の発達に関するアンケートを行い、必要に応じて個別相談を実施します。</p> <p>支援の必要な子どもについては、保護者の気づきを促し、就学までに一定の対応期間を確保し、関係機関と認識の共有をしたうえで円滑な就学につなぐ体制を整えます。</p>	健康医療推進課
42	乳幼児相談	妊娠婦や乳幼児を持つ保護者や家族を対象に、妊娠・出産・育児についての知識や情報の提供及び相談援助を専門スタッフ(保健師・助産師・栄養士・保育士等)が個別に行っていきます。	健康医療推進課
43	新米パパママ学級	<p>初妊婦を対象に1コース2回×年4回、初妊婦と父親を対象に両親コースを1回×年8回実施しています。</p> <p>出生後の手続きや子育て支援センターに関する情報の提供、先輩ママとの交流、栄養士による栄養講話と離乳食の試食、沐浴・調乳・着替えの指導等を行い、安心して出産を迎えるように適切な情報提供や助言を行っていきます。</p>	健康医療推進課
44	育児支援事業	<p>1歳6か月児健診後から3歳までの子どもとその保護者を対象に遊びを通して子どもとの関わり方を助言・提案し、子どもの成長発達を促すことを目的として実施しています。</p> <p>他職種が関わることで、多方面から子どもを捉え、就園時にも園との情報共有により子どもの支援に役立てていきます。</p>	健康医療推進課
45	乳幼児発達相談事業	<p>乳幼児健診等において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。</p> <p>今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。</p> <p>また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>	健康医療推進課
46	こんにちは赤ちゃん事業	乳児がいる家庭を保健師・看護師等が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	健康医療推進課
47	家庭訪問指導事業	妊婦・産婦・新生児等で家庭訪問を希望する方や、乳幼児健診受診後経過観察及び未受診児への訪問指導を行い、支援に努めます。	健康医療推進課

No	施策・事業	内 容	担 当
48	特定不妊治療助成事業	少子化対策の一環として、県が行っている助成金に加えて特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方に対して5万円を上限として助成することにより、経済的負担の軽減を図り、望まれる妊娠・出産と子どもの健やかな成長を支援しています。	健康医療推進課
49	妊婦歯科健診	妊娠届出時に受診票を発行し、市内委託医療機関で歯科健診を実施しています。歯周疾患は早産、低体重児出産を引き起こす要因となることから、今後も継続して実施し、妊娠中や出産後も健康意識とともに予防行動がとれるよう支援します。	健康医療推進課
50	予防接種事業	新規ワクチンの定期接種導入により、予防接種スケジュールが複雑化してきています。市民への周知と理解に努めるとともに接種しやすい体制を進めていきます。	健康医療推進課

## 推進施策2－2 母子保健と児童福祉の相互協力

No	施策・事業	内 容	担 当
51	保育サービスと母子保健との連携	母子保健に関わるスタッフと地域子育て支援センターのスタッフ等が連携し、身近な地域において家庭を見守る体制づくりを考えます。 また、子育て支援サービスや保育サービスと母子保健をつなぎ、点在化している資源を面的に整備し、ネットワーク化を図ります。	健康医療推進課、保育・幼稚園課
52	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために子育て世代包括支援センターに保健師等を配置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるようきめ細やかな支援等を行います。	健康医療推進課

## 推進施策2－3 小児医療の充実

No	施策・事業	内 容	担 当
53	小児医療体制の充実	子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられる診療体制の確保が重要であることから、今後も小児医療体制のより一層の充実に努めます。	健康医療推進課

# 基本目標3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

## 推進施策3－1 子どもの生きる力を育む教育環境の整備

No	施策・事業	内 容	担 当
54	「確かな学力」と「豊かな心」の育成	<p>児童生徒一人ひとりの心豊かにたくましく生きる力をさらに育成するために、ＩＣＴ機器を有効に活用した学びあい学習の充実を図り、協働型・双方向型の学びと家庭学習の充実を通して、基礎的な知識・技能の確実な定着や課題を解決していく力を育てます。</p> <p>また、道徳教育や様々な体験活動を通して、豊かな心を育み、体力づくりや食育の推進を図り、たくましい体を育てます。</p>	学校教育課
55	様々な教育の推進	幼稚園から小学校、中学校、高等学校で学ぶ子どもたちが、基礎・基本の習得に加え、主体性や創造性を發揮し、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができるよう、道徳教育、情操教育、コミュニケーション教育、福祉教育、防災教育、人権・同和教育、環境教育、情報教育、体験活動、学校図書館教育、食育、体力づくり、国際理解教育を推進します。	学校教育課、保育・幼稚園課
56	特別支援教育（障がい児教育）の推進	<p>子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるきめ細かな教育的支援ができるよう、就学相談の充実など特別支援教育の体制づくりを推進します。</p> <p>また、市内小中学校の特別支援学級合同による野外活動を実施し、児童生徒の交流を図るとともに個のニーズに応じた教育を推進します。</p>	学校教育課
57	防災教育（12歳教育）の推進	<p>防災を切り口として広く社会に目を向けさせ、防災に関する知識・技能、より確かな社会性を身につけることを目的に防災教育事業を推進します。</p> <p>また、地域に学習したことを発信し、地域とともに防災教育を推進しながら、一人ひとりの判断力・思考力、実践力が身に着くよう推進します。</p>	学校教育課
58	学校評議員活動の充実	地域、家庭、学校との連携・協力を促し、信頼される学校づくりを進めるため、学校評議員制度の活用を図りながら、地域コミュニティの構築に努め、コミュニティ・スクールをつくっていきます。	学校教育課

No	施策・事業	内 容	担 当
59	幼児教育の推進	<p>幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っています。</p> <p>また、学校教育の始まりとして幼児教育をとらえれば、幼児教育は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな心」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。</p> <p>そこで、これらの幼児期の特性を踏まえ、幼稚園と小学校との連携を充実し、よりよい教育環境の整備・充実を図り、豊かな心情や思考力の芽生え、健全な心身の基礎を培うとともに、人とかかわる力を養う幼児教育を推進します。</p>	保育・幼稚園課
60	学校施設の整備 (小中学校施設長寿命化事業)	<p>小中学校の校舎のうち、建築後40年～50年を経過した建物について、構造躯体の耐久性を高める対策や、水道・ガスなどのライフラインの更新、屋上防水改修やトイレの洋式化などの改修を行い、建物の寿命を改修後30年以上伸ばすとともに、これまで実施したS RF工法での耐震補強を生かしながら、国が定める耐震基準を満たす工事も合わせて実施し、安心・安全な教育環境を整えます。</p>	教育総務課

## 推進施策3－2 家庭や地域の教育力の向上

No	施策・事業	内 容	担 当
61	ブックスタート事業の推進	<p>毎月実施している乳幼児の健康診断のうち、3か月児健診の時に併せて、保護者と赤ちゃんに対し、絵本を贈呈するとともに、読み聞かせを行い、絵本の読み聞かせを介して、親子のふれあいのひとときを楽しむきっかけづくりと、絵本に親しむきっかけづくりの場を提供し、子どもたちの成長とよりよい親子関係の構築を支援します。</p>	図書館
62	子育て学習講座	<p>各小中学校での就学前健診時や参観日等に講師を派遣し、家庭教育や思春期の子育て等に関する講座、相談を行うことで、家庭での教育力の向上を図っています。今後も様々な機会を利用して、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。</p>	社会教育課
63	家庭教育の推進	<p>P T A大会に講師を派遣し、家庭教育に関する講演会を開催しています。</p> <p>子育ての基本は家庭であるということを保護者の方に認識してもらうためには、家庭教育に関する講演会の開催は有効な方法であることから、今後も引き続き実施していきます。</p>	社会教育課

## 第4章 施策の展開

No	施策・事業	内 容	担当
64	親子ふれあい交流体験事業	<p>P T Aが各学校で開催する体験活動を通じて、父親の子育て参加のきっかけづくりやP T A活動の活性化を推進します。</p> <p>また、希薄となっている親子関係を修復するとともに、親の大切さを学び、家庭教育力のさらなる向上を図るため、積極的な事業の実施を推進します。</p>	社会教育課
65	通学合宿事業	<p>家庭を離れ公民館に宿泊し、異年齢集団による共同生活を行い、体験活動を行うことにより、子どもたちの自立性や協調性の意識の向上を図ります。また、運営に携わる地域の人たちにも、教育の大切さや地域の子どもたちのすばらしさを感じいただき、地域教育力の向上を図ります。</p>	社会教育課
66	スポーツ・レクリエーション活動の推進	<p>スポーツ・レクリエーション活動は、人と人、地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成するとともに、市民の心身の健康保持増進に重要な役割を果たします。</p> <p>そうした中、次代を担う子どもたちの健全育成と競技力向上を図るため、次世代育成支援スポーツ事業の取組をさらに進めることのできる多様なイベント等の開催に取り組みます。</p>	スポーツ健康課
67	郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	<p>永納山城跡や市内各地における発掘調査、先人の顕彰事業、十河信二記念館や四国鉄道文化館、五百龜記念館の開館などにより、郷土の歴史や伝統文化、郷土の偉人の業績などを学び、ふれあう機会が拡充されてきており、今後も継続して充実を図ります。</p>	社会教育課、観光振興課

## 推進施策 3－3 思春期保健対策の充実

No	施策・事業	内 容	担当
68	思春期保健対策の推進	<p>各学校において正しい知識の普及を図り、関係機関との連携による講演会等などの開催により、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識のより充実した普及を図ります。</p> <p>また、心の問題についてはハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター等により対応します。</p>	学校教育課
69	次代の親づくりの推進	<p>中学生の職場体験などで希望者による保育所、幼稚園での交流体験を実施し、勤労観や職業観の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さを理解できるような教育、取組を推進します。また、関係団体と連携し「命の教育」を推進します。</p>	学校教育課

## 推進施策3－4 児童の健全育成活動の推進

No	施策・事業	内 容	担 当
70	青少年育成センター事業の推進	地域の青少年育成団体等の関係機関と連携・調整を行い、青少年の非行防止や教育相談を受け付けるとともに、情報資料の整備・啓発を図り、さらなる青少年の健全育成活動に取り組みます。	学校教育課
71	家庭児童相談室事業	「西条市家庭児童相談室設置要綱」により家庭児童相談員2名を配置し、家庭内における児童虐待、非行、児童の養育問題など、様々な相談業務について、児童相談所や関係機関・団体と連携しながら幅広く対応しています。相談件数は年々増加傾向にあり、児童や子育てを取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、家庭児童相談室の役割はますます重要になってきていることから、保育所、幼稚園、小中学校、その他要保護児童支援機関等と密接な連携を取り、相談業務の充実を図ります。	子育て支援課
72	ハートなんでも相談員設置事業	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を設置しています。今後も継続して、相談活動を行い、問題行動や不登校の未然防止、早期発見・解決に努めます。	学校教育課
73	スクールカウンセラー活用事業	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方をスクールカウンセラーとして配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
74	いじめ・不登校対策の充実	ハートなんでも相談員、青少年育成センターにおいて、いじめ・不登校等の悩みの相談を実施するとともに、適応指導教室により教育相談、不登校生への対応を実施しています。今後も、関係機関との連携を深め、問題の早期発見・早期解決を図ります。	学校教育課
75	青少年健全育成協議会の活動	西条市青少年健全育成協議会は、青少年の健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が相互に連携を深め、青少年を育てる諸活動を推進し、明るく住みよいまちづくりに努めます	学校教育課
76	愛護班連絡協議会の活動	西条市愛護班連絡協議会は、会員相互の連携を深めながら、関係組織と協力のもと、自分の子、他人の子のへだてなく、地域をあげて青少年の健全育成活動を推進します。	社会教育課
77	西条市P.T.A連合会の活動	西条市P.T.A連合会は、会員の子育てに対する意識と教養の向上に努めるとともに、学校や家庭、地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の健全育成を推進し、「心豊かでたくましい西条っ子」の育成に努めます。	社会教育課
78	V.Y.S活動支援事業	西条市V.Y.S連合協議会は、「花いっぱい運動」「清掃奉仕活動」「夏期研修会」「レクリエーション大会」「ソフトボール交流会」「クリスマス会」「もちつき大会」などの事業を実施し、青少年の健全育成に努めます。	子育て支援課

## 推進施策 3－5 「食育」の推進

No	施策・事業	内 容	担 当
79	食育の推進	令和2年3月に「第3次西条市食育推進計画」を策定し、子どもの頃から生涯にわたる健康づくりの基礎になる食習慣を確立させていきます。	健康医療推進課
80	保育所における食育の推進	保育所給食担当者へ、保育所内での食育について栄養士による指導を行っています。また、保護者に対しては、給食試食会で食育の話をを行うとともに、「給食だより」、「食育だより」を発行しており、今後も継続して食育の推進に努めます。	保育・幼稚園課
81	学校教育における食育の推進	学校給食では、西条産米を利用し地元食材を取り入れ、郷土料理の献立等を通じて、地産地消を推進し、安心で安全な給食を児童生徒に提供します。学校給食週間（毎年1月24日～30日）などの期間においては、地産地消についてさらに重点的に取り組みます。	教育総務課

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全確保

### 推進施策4－1 安心して外出できる快適な環境の整備

No	施策・事業	内 容	担 当
82	児童遊園等設置・管理運営事業の推進	子どもが安心して遊べるよう、市内約180か所の公園、児童遊園等の安全で適切な維持管理に努めます。また、公園内の遊具等の良好な維持管理にも努めます。	都市計画整備課
83	豊かな自然環境の保全と活用	山・川・海と様々な自然が身近にあることを活かして、自然観察会、水と親しむ青空教室、生物多様性保全事業に係る公民館勉強会など、地域の自然と親しむことができる機会を設けています。今後も様々な自然の姿を伝え、自然を大切にする気持ちを養っていくよう継続します。	環境課
84	公共施設への授乳室の設置	子育て支援の一環として、乳幼児を連れた保護者が安心して公共施設を利用できるよう、授乳やおむつ替えのできる授乳室を設置しており、今後も快適な公共施設の整備に努めます。	子育て支援課
85	公営住宅への優先入居促進	公営住宅において、母子世帯等の子育て世帯などが優先して入居できるよう、優先入居制度の促進に努めます。	施設管理課

### 推進施策4－2 子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進

No	施策・事業	内 容	担 当
86	児童生徒の安全確保の推進	児童生徒の安全確保を図るため、学校地域安全ボランティア活動、青少年補導委員による補導活動、通学路の安全対策を行うとともに、関係団体との連携を図り、体制の強化を推進します。また、危険箇所点検を充実し、より安全確保に努めます。	学校教育課
87	防犯機器等の整備	学校の教室等への防犯機器を設置するとともに、防犯笛を入学する小学1年生に配布したり、関係機関と連携し、不審者対応の訓練を実施するなど、子どもの安全確保に努めます。	学校教育課
88	交通安全教室の開催	学校及び児童館や保育所において、交通安全教室を開催します。今後も警察等関係機関と連携し、児童・生徒の交通安全意識の醸成を図ります。	学校教育課、子育て支援課、保育・幼稚園課
89	警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実	各小中学校に設置された「児童生徒をまもり育てる協議会」による防犯活動の実施や、各中学校区の代表委員による「西条市児童生徒をまもり育てる協議会」を開催し、情報交換を図っています。今後も関係機関との連携を図り、子どもを犯罪から守る体制を強化します。	学校教育課

## 第4章 施策の展開

No	施策・事業	内 容	担 当
90	「まもるくんの家」設置事業の推進	子どもの登下校の際、危険を感じたとき逃げ込めるよう、商店、事業所、一般住宅等に協力を依頼し、「まもるくんの家」のステッカーを貼り、子どもの安全確保を図ります。	学校教育課
91	防犯灯の整備促進	子どもたちなどの夕暮れ時や夜間の犯罪被害防止、歩行の安全確保を図るために、自治会等が設置、管理する防犯灯について設置費、器具取替費、維持費の一部を補助し、防犯灯の整備を促進します。	危機管理課
92	防犯体制の充実	防犯活動や青色回転灯を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。	危機管理課

# 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

## 推進施策5－1 子育てと仕事の両立のための取組の推進

No	施策・事業	内 容	担 当
93	働き方の見直しについての意識啓発	<p>ライフスタイルや価値観の変化に伴い、仕事と生活を両立できる働き方を望む人が増えています。しかし、社会には昔ながらの習慣や「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識も根強く残っているのが現状です。</p> <p>仕事と、子育てをはじめとする家庭生活や地域活動との調和を図るためにには、これまでの働き方を見直し、仕事も家事も男女が協力して、責任を分かち合うことが必要です。</p> <p>関係機関と連携しながら、意識改革や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を行い、育児・介護休業制度や育児休業制度の取得促進、周知・普及に努めます。</p>	総務課
94	子育てしやすい職場環境づくりの推進	<p>子育てに配慮された働き方が実現できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、企業における子育て支援と、企業や市民に対する広報・啓発活動を推進します。</p> <p>また、育児・介護休業制度普及のために、国の各種助成金などを紹介し、活用促進を図ります。</p>	産業振興課
95	子育てと仕事の両立支援	<p>延長保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、仕事をしながら子育てをしている方の多様な保育ニーズを把握し、保育所等における保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るとともに、近年、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れについても適切に対応します。</p> <p>また、これらの保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく効率的に対応できるよう、関係する実施機関の間での連携を推進します。さらに、子育て情報サイトの一層の充実を図り、企業や関係団体等も含めて、地域において実施している様々な子育て支援情報を提供します。</p>	子育て支援課、保育・幼稚園課

# 基本目標6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

## 推進施策6－1 児童虐待防止対策の充実

No	施策・事業	内 容	担 当
96	要保護児童対策地域協議会	<p>虐待をはじめとする要保護児童の早期発見及び迅速かつ適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的として、平成17年8月1日、要保護児童支援機関及び団体等で構成される「西条市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。協議会の中に「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を設置しています。</p> <p>(代表者会議) 協議会の活動状況の報告や家庭児童相談室の相談状況の報告を行い、それらに対する評価や情報交換等を行います。</p> <p>(実務者会議) 要保護者の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握、要保護児童対策を推進していくための啓発活動の検討など、要保護児童対策のための具体的活動内容を行います。</p> <p>(個別ケース検討会議) 要保護児童に直接関わりを持っている担当者や今後関わりを持つと思われる関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等の検討を行います。</p> <p>深刻化する児童虐待問題に迅速・的確に対応するため、家庭児童相談員など相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、相談体制の整備、関係機関との連携強化、協議会事務局機能の充実・強化を図ります。</p>	子育て支援課

## 推進施策6－2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進

No	施策・事業	内 容	担 当
97	母子生活支援施設管理運営事業	<p>経済的な理由などで、日常生活に困っている母子家庭またはこれに準ずる事情のある母子等を入所させて保護し、母子・父子自立支援員等による生活指導、就労支援、養育相談などを通じて母と子が安心して暮らせるよう支援しています。</p> <p>今後とも、関係機関との連携を強化し、早期の自立に向けた支援を推進します。</p>	子育て支援課

No	施策・事業	内 容	担 当
98	母子・父子自立支援員による自立支援	母子・父子自立支援員を設置し、母子家庭等に対する相談・自立指導、職業能力の向上、求職活動支援を行います。また、ハローワーク等の関係機関と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を行っています。今後も引き続き相談・指導を行い、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課
99	母子家庭等自立支援給付金 (教育訓練、高等職業訓練)	自立支援教育訓練給付金事業：介護福祉士、医療事務など雇用保険制度の教育訓練給付制度のうち就職につながる市の指定する（厚生労働省指定）講座を受講した場合に、受講費用の一定額を助成します。 高等職業訓練促進給付金等事業：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの専門的な資格を取得するため、1年以上専門学校等に通う場合に、修学期間の全期間（上限4年）の生活費を助成します。今後も、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課
100	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るために、子どもの修学、居宅の移転、就職するための技術の習得、事業の開始・継続や病気などで資金が必要なとき、資金を借りることができます。 母子家庭等が増えてきている状況の中で、貸付相談が増えており、特に子どもの修学資金や就学支度金についての貸付が多くみられます。今後も、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課
101	母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、生活や病気のために小口の資金を緊急に必要とする時に、一時的に貸付をする制度です。今後とも、広報等を活用し市民への周知徹底を図ります。	子育て支援課
102	児童扶養手当支給	母子世帯・父子家庭等の生活の安定と、自立を促進することを目的に、父母の離婚、父や母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。令和2年度から、年3回の支給が年6回の支給へと変更になります。	子育て支援課
103	ひとり親家庭等新入学児童祝金支給事業	離婚や父または母の死亡などで、母子世帯または父子家庭となった市内の児童が小学校及び中学校に入学するとき、入学祝金（5,000円）を支給します。父または母が養育しないで、父母以外の者（養育者）が子どもを養育する世帯にも支給します。	子育て支援課
104	ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業	市内に住所を有するひとり親家庭の小学生から中学生までの児童等を対象に、大学生、教員OB等のボランティアの支援員を学習支援教室へ派遣し、無料で学習支援を実施します。基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を実施し、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ります。	子育て支援課

## 推進施策 6－3 障がい児事業の充実

No	施策・事業	内 容	担 当
105	特別児童扶養手当	<p>在宅の身体障がいや知的・精神障がいの児童を養育する父母等を支援するため、障がい児と生計を同一とする父母または養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。</p> <p>今後とも、広報を活用するとともに、障がい者（児）相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課
106	障害児福祉手当	<p>在宅の重度の身体障がいや知的・精神障がいで、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい（児）相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課
107	障害児通所事業 (児童発達支援 及び放課後デイ サービス)	<p>児童発達支援は、身体機能の発達の遅れやことばの遅れ等が懸念される未就学児に対し、リハビリ訓練や療育訓練、集団遊戯等を実施することにより、障がいの軽減や社会性の醸成を図ることを目的として実施しています。</p> <p>放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進することを目的として実施しています。</p> <p>今後とも、広報を活用するとともに、障がい者（児）相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課
108	地域生活支援事業	<p>市内の障がい者福祉施設を利用し、保護者が社会的理由等により、一時的に介護できない場合（日中一時支援事業：身体障がい児、知的障がい児等を対象とした宿泊なしのショートステイ 東予学園、星の里、ていずい）や特別支援学校、特別支援学級を利用する児童・生徒の放課後（タイムケアサービス事業 星の里、ていずい）の支援を行うものです。</p> <p>今後については、地域性を考慮し、未実施の法人（施設）に対して、事業の開始に向けた協議を行い、事業の拡大を目指します。</p>	社会福祉課
109	補装具費や日常生活用具の給付	<p>障がいの軽減や日常生活の利便性を向上するため、義肢、車椅子、補聴器等の補装具を購入するための補装具費を給付するとともに、介護用ベッド、特殊マット、痰吸引機等の日常生活用具を給付します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者（児）相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課

No	施策・事業	内 容	担 当
110	在宅寝たきり等 心身障害者 (児) 介護手当	<p>常時介護を要する在宅の65歳未満の寝たきり等の重度障がい者(児)を日夜献身的に介護されている市民税非課税世帯の方に対し、介護手当を支給します。</p> <p>今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課
111	障害者紙おむつ 等の支給	<p>在宅の重度障がい者(児)で6か月以上寝たきりの状態で、常時、紙おむつ等を使用している方に対し、1か月につき市民税非課税世帯は6,000円、市民税課税世帯は4,000円を限度に紙おむつ等の介護用品を支給します。</p> <p>今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課

## 推進施策6－4 発達支援の取組

No	施策・事業	内 容	担 当
112	(再掲) 乳幼児発達相談 事業	<p>乳幼児健診において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。</p> <p>今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。</p> <p>また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>	健康医療推進課
113	保育所・幼稚園 での支援	保育所や幼稚園への入所に際しては、保育士の加配や支援員の配置について考慮し、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画を作成し、支援の充実を図ります。	保育・幼稚園課
114	小学校での支援	各小学校に配置している特別支援コーディネーターを中心に、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画、個別の支援計画を作成し、支援の充実を図ります。	学校教育課
115	東部・西部ウイングサポートセンター	東部・西部ウイングサポートセンターでは、「自立し、心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成を目的に、特別な支援を要する子どもが、必要な支援を得ながら自立し、地域において豊かに生きていくことができるよう活動しています。	学校教育課

## 基本目標7 経済的な支援の推進

### 推進施策7-1 経済的な支援の充実

No	施策・事業	内 容	担当
116	こども医療費助成	子どもの保護者が子ども（0歳から15歳になった日以後の最初の3月末日（中学校卒業年の3月31日）までのお子さまで、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入されている方）に係る保険診療（入院・通院）による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を助成します。（保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外）	国保医療課
117	ひとり親世帯等医療費助成	ひとり親世帯の児童及び配偶者のいない者・準ひとり親世帯の児童及び祖父若しくは祖母または兄若しくは姉、父母のない児童が療養につき保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を家庭主等に助成します。（所得制限あり、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外）	国保医療課
118	奨学金貸付事業	高校奨学金：保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により高校修学が困難な方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。 大学奨学金：保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により大学修学が困難な4年制以上の大学の正規の修学期間に在学中の方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。	学校教育課
119	就学援助事業	生活保護法に基づく教育扶助受給者に準ずる程度の経済的困窮世帯の児童及び生徒について、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っており、今後も継続して実施します。	学校教育課
120	(再掲) 特別児童扶養手当	在宅の身体障がいや知的・精神障がいの児童を養育する父母等を支援するため、障がい児と生計を同一とする父母または養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。 今後とも、広報を活用するとともに、障がい者（児）相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課

No	施策・事業	内 容	担 当
121	(再掲) 障害児福祉手当	<p>在宅の重度の身体障がいや知的・精神障がいで、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。</p> <p>今後とも、広報を活用するとともに、障がい者（児）相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。</p>	社会福祉課
122	出産育児一時金	西条市国民健康保険被保険者の出産に対し、1児あたり42万円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は、40.4万円）を世帯主に支給します。	国保医療課
123	保育所保育料の 軽減	国基準の徴収基準額よりも保育料を低く設定して、保護者の負担を軽減します。今後も、引き続き事業を実施し、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	保育・幼稚園課
124	児童手当支給	<p>子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会を構築するため、中学校修了前までの児童を養育している方に支給しています（所得制限あり）。</p> <p>出生、転入者等については、担当課窓口と連携を密にし、手続きの案内を行い、児童手当の支給漏れを防ぎ、制度の徹底を図ります。</p>	子育て支援課
125	えがお 愛顔の子育て応 援事業	<p>県、市町及び県内企業が連携して、子育て世帯への経済的支援を行うことにより、安心して生み育てることができる環境を整え、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに併せて地域経済の活性化を図ります。</p> <p>第2子以降の満1歳に満たない乳幼児の保護者に、乳幼児1人あたり50,000円の応援券を交付します。</p>	子育て支援課

# 第5章 子ども・子育て支援の提供体制

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとされています。

本市では、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定しており、第一期計画に引き続き西条東部、西条西部、東予、丹原、小松の5区域を設定します。

区域	小学校区
西条東部	西条、神拝、大町、玉津、飯岡
西条西部	神戸、禎瑞、橘、氷見
東予	壬生川、周布、吉井、多賀、国安、吉岡、三芳、楠河、庄内
丹原	丹原、徳田、田滝、田野、中川
小松	小松、石根

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 基本的な考え方

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

#### ◆認定区分と対象者、利用先

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園など教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当するが、幼稚園など教育の利用希望が強い子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所（園） 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業※2

#### ※1 保育の必要な事由

- 月64時間以上の就労（自営業・農業等含む）
- 母親の妊娠、出産（出産予定月をはさんで前後2か月）
- 保護者の疾病や障がい
- 親族の長期入院等の介護・看護
- 災害復旧
- 就学（職業訓練校等を含む）
- 求職活動、起業準備（※ただし3か月以内に就労する条件付き）
- 育児休暇取得中に既に保育所を利用している児童の継続利用が必要な場合
- その他、保育が必要と認められる場合

#### ※2 地域型保育事業

- 家庭的保育：家庭的な雰囲気の中で、少人数（5人以下）を対象に保育を行う。
- 小規模保育：少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。
- 事業所内保育：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもとと一緒に保育を行う。
- 居宅訪問型保育：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う。

今後とも児童数は減少することが見込まれるため、基本的には現在の施設数で必要量は確保できますが、引き続き幼児教育の無償化など保育利用希望の変化に対応し提供体制の確保に努めていきます。

## (2) 量の見込み及び確保方策

### ①教育（1号認定、3～5歳）

認定こども園・幼稚園において、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

既存の幼稚園と認定こども園、幼稚園から移行した認定こども園で確保します。

#### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	610	640	641	620	614	599
西条東部	314	356	357	346	340	332
西条西部	66	45	46	45	43	41
東 予	181	188	187	181	182	178
丹 原	26	18	19	16	17	16
小 松	23	33	32	32	32	32
②確保量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
西条東部		473	473	473	473	473
西条西部		132	132	132	132	132
東 予		465	465	465	465	465
丹 原		60	60	60	60	60
小 松		70	70	70	70	70
他市の幼稚園等						
③過不足(②-①)		560	559	580	586	601
西条東部		117	116	127	133	141
西条西部		87	86	87	89	91
東 予		277	278	284	283	287
丹 原		42	41	44	43	44
小 松		37	38	38	38	38

## ※確保方策の内訳

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園）	西条東部	273	273	273	273	273
	西条西部	132	132	132	132	132
	東 予	465	465	465	465	465
	丹 原	60	60	60	60	60
	小 松	70	70	70	70	70
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確認を受けない幼稚園	西条東部	200	200	200	200	200
	西条西部	0	0	0	0	0
	東 予	0	0	0	0	0
	丹 原	0	0	0	0	0
	小 松	0	0	0	0	0
	他市の幼稚園等					
	計	200	200	200	200	200
確保量合計 (②)	西条東部	473	473	473	473	473
	西条西部	132	132	132	132	132
	東 予	465	465	465	465	465
	丹 原	60	60	60	60	60
	小 松	70	70	70	70	70
	他市の幼稚園等					
	計	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

## ②保育（2号認定、3～5歳）

認定こども園・保育所(園)等において、満3歳以上で、保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者（幼児期の学校教育を希望する者を含む）に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

既存幼稚園の認定こども園化や預かり保育事業の実施・充実、民間の認定こども園・保育所(園)等の拡充など、提供体制の確保に努めます。

### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,936	1,798	1,799	1,730	1,715	1,669
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	西条東部	125	124	124	120	118
	西条西部	27	22	22	22	21
	東 予	72	66	65	63	64
	丹 原	11	10	10	9	9
	小 松	9	10	9	9	9
上記以外	西条東部	849	797	799	774	760
	西条西部	133	129	131	128	123
	東 予	391	348	346	336	338
	丹 原	172	152	159	134	138
	小 松	147	140	134	135	135
②確保量		1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
	西条東部		856	856	856	856
	西条西部		180	180	180	180
	東 予		477	477	477	477
	丹 原		198	198	198	198
	小 松		202	202	202	202
③過不足(②-①)		115	114	183	198	244
	西条東部		-65	-67	-38	-22
	西条西部		29	27	30	36
	東 予		63	66	78	75
	丹 原		36	29	55	51
	小 松		52	59	58	58

## ※確保方策の内訳

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	西条東部	856	856	856	856	856
	西条西部	180	180	180	180	180
	東 予	477	477	477	477	477
	丹 原	198	198	198	198	198
	小 松	202	202	202	202	202
	計	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
確保量合計 (②)	西条東部	856	856	856	856	856
	西条西部	180	180	180	180	180
	東 予	477	477	477	477	477
	丹 原	198	198	198	198	198
	小 松	202	202	202	202	202
	計	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913

### ③保育（3号認定、0～2歳）

認定こども園・保育所(園)等において、満3歳未満で、保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者に保育を提供し、その心身の発達を助長します。民間の認定こども園や保育所(園)、地域型保育事業の拡充など、提供体制の確保に努めます。

#### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分		[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		1,033	1,115	1,086	1,091	1,068	1,047
0歳	西条東部	77	76	74	73	72	70
	西条西部	11	9	9	8	8	8
	東 予	21	20	19	19	18	18
	丹 原	18	10	10	9	9	9
	小 松	9	10	10	10	10	9
1・2歳	西条東部	505	516	504	515	507	499
	西条西部	58	76	70	75	72	71
	東 予	181	232	227	219	214	209
	丹 原	75	78	74	77	74	71
	小 松	78	88	89	86	84	83
計	西条東部	582	592	578	588	579	569
	西条西部	69	85	79	83	80	79
	東 予	202	252	246	238	232	227
	丹 原	93	88	84	86	83	80
	小 松	87	98	99	96	94	92
②確保量		1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
0歳	西条東部	133	133	133	133	133	133
	西条西部	17	17	17	17	17	17
	東 予	44	44	44	44	44	44
	丹 原	14	14	14	14	14	14
	小 松	23	23	23	23	23	23
1・2歳	西条東部	431	431	431	431	431	431
	西条西部	63	63	63	63	63	63
	東 予	194	194	194	194	194	194
	丹 原	58	58	58	58	58	58
	小 松	99	99	99	99	99	99
計	西条東部	564	564	564	564	564	564
	西条西部	80	80	80	80	80	80
	東 予	238	238	238	238	238	238
	丹 原	72	72	72	72	72	72
	小 松	122	122	122	122	122	122
保育利用率*		45.7%	46.9%	47.0%	47.9%	49.0%	

\* 保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

単位：人（利用定員）

区分		[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
③過不足(②-①)			-39	-10	-15	8	29
0歳	西条東部		57	59	60	61	63
	西条西部		8	8	9	9	9
	東 予		24	25	25	26	26
	丹 原		4	4	5	5	5
	小 松		13	13	13	13	14
1・2歳	西条東部		-85	-73	-84	-76	-68
	西条西部		-13	-7	-12	-9	-8
	東 予		-38	-33	-25	-20	-15
	丹 原		-20	-16	-19	-16	-13
	小 松		11	10	13	15	16
計	西条東部		-28	-14	-24	-15	-5
	西条西部		-5	1	-3	0	1
	東 予		-14	-8	0	6	11
	丹 原		-16	-12	-14	-11	-8
	小 松		24	23	26	28	30

## ※確保方策の内訳

単位：人（利用定員）

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	西条東部	123	123	123	123
		西条西部	17	17	17	17
		東 予	44	44	44	44
		丹 原	14	14	14	14
		小 松	15	15	15	15
		計	213	213	213	213
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭の保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	西条東部	10	10	10	10
		西条西部	0	0	0	0
		東 予	0	0	0	0
		丹 原	0	0	0	0
		小 松	8	8	8	8
		計	18	18	18	18
	計	西条東部	133	133	133	133
		西条西部	17	17	17	17
		東 予	44	44	44	44
		丹 原	14	14	14	14
		小 松	23	23	23	23
		計	231	231	231	231

単位：人（利用定員）

区分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
1.2歳	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	西条東部	394	394	394	394	394	
		西条西部	63	63	63	63	63	
		東 予	194	194	194	194	194	
		丹 原	58	58	58	58	58	
		小 松	83	83	83	83	83	
		計	792	792	792	792	792	
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	西条東部	37	37	37	37	37	
		西条西部	0	0	0	0	0	
		東 予	0	0	0	0	0	
		丹 原	0	0	0	0	0	
		小 松	16	16	16	16	16	
		計	53	53	53	53	53	
	計	西条東部	431	431	431	431	431	
		西条西部	63	63	63	63	63	
		東 予	194	194	194	194	194	
		丹 原	58	58	58	58	58	
		小 松	99	99	99	99	99	
		計	845	845	845	845	845	
確保量合計（②）			564	564	564	564	564	
			80	80	80	80	80	
			238	238	238	238	238	
			72	72	72	72	72	
			122	122	122	122	122	
			計	1,076	1,076	1,076	1,076	

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 延長保育事業

認定こども園・保育所(園)で、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

##### [基本的な考え方]

- 既存の認定こども園・保育所(園)において事業を実施しており、現在の事業内容で必要量は確保できます。

##### [量の見込みと確保量]

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	350	344	340	333	329	321
②確保量		344	340	333	329	321
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

#### (2) 一時預かり事業

幼稚園児を対象とした預かり保育は、在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

一時預かり事業（一般型）は、保護者の就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園・保育所(園)等において一時的な保育を行う事業です。

##### [基本的な考え方]

- 幼稚園児を対象とした預かり保育は、すべての私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園での実施についても、無償化による状況の変化や保護者のニーズを捉えつつ、検討していきます。
- 幼稚園児以外を対象とした一時保育は、引き続き必要量の確保に向け努めています。

## 〔量の見込みと確保量〕

## ■幼稚園の預かり保育

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	6,648	5,855	5,874	5,671	5,614	5,469
②確保量		5,855	5,874	5,671	5,614	5,469
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

\*新2号分は「教育・保育（2号認定）」に計上します。

## ■一時預かり事業（一時保育事業）

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	6,484	5,600	5,535	5,424	5,344	5,212
②確保量		5,600	5,535	5,424	5,344	5,212
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (3) 子育て援助活動支援事業

育児など子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となる組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、地域の子育て援助活動を支援する事業です。

## 〔基本的な考え方〕

- ・仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るために「西条ファミリー・サポート・センター」を開設しています。引き続き、提供会員の確保と養成を図り、必要量の確保に努めています。

## 〔量の見込みと確保量〕

単位：人日（延べ利用人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,814	1,295	1,267	1,239	1,214	1,185
②確保量		1,295	1,267	1,239	1,214	1,185
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や出産、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

### 〔基本的な考え方〕

- 本事業における利用実績はありませんが、近隣自治体の児童養護施設等と連携し、必要量の確保に努めます。

### 〔量の見込みと確保量〕

単位：人（延べ利用人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	0	349	345	337	332	323
②確保量		349	345	337	332	323
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (5) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。

### 〔基本的な考え方〕

- 現在のところ、必要量は確保できている状況です。引き続き必要量の確保に向け努めています。

### 〔量の見込みと確保量〕

単位：人日（延べ利用人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,290	1,423	1,407	1,379	1,359	1,325
病児・病後児対応型	1,151	1,320	1,305	1,279	1,260	1,229
体調不良児対応型	139	103	102	100	99	96
②確保量		1,423	1,407	1,379	1,359	1,325
病児・病後児対応型		1,320	1,305	1,279	1,260	1,229
体調不良児対応型		103	102	100	99	96
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
病児・病後児対応型		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0

## (6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が交流する場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

### 【基本的な考え方】

- 現在、8か所で事業を行っており、引き続き既存の施設で実施します。

### 【量の見込みと確保量】

単位：人（延べ利用人数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	20,535	18,820	18,602	18,230	17,962	17,516
②確保量		18,820	18,602	18,230	17,962	17,516
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
実施箇所数		8	8	8	8	8

## (7) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの施設や事業の利用にあたっての相談に応じて、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

### 【基本的な考え方】

- 利用者支援専門員を子育て支援課に配置し、情報収集・提供、相談、利用者支援・援助を行うとともに、子育て世代包括支援センターとして保健センターへの専任保健師を配置します。
- 事業の幅広い周知に努めるとともに、利用者支援及び地域連携の充実を図ります。

### 【量の見込みと確保量】

単位：か所

		[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	基本型・特定型	1	1	2	2	2	2
	母子保健型	0	2	2	2	2	2
②確保量	基本型・特定型		1	2	2	2	2
	母子保健型		2	2	2	2	2
③過不足(②-①)	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### [基本的な考え方]

- 「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しており、現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

### [量の見込みと確保量]

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	670	679	666	652	640	621
②確保量		679	666	652	640	621
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

### [基本的な考え方]

- 乳児家庭全戸訪問事業で必要と思われる家庭に対して保健師等が訪問し支援を行っています。現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

### [量の見込みと確保量]

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	33	28	27	26	26	25
②確保量		28	27	26	26	25
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (10) 妊婦一般健康診査事業

母子保健法第13条の規定により市内に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健診に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

### [基本的な考え方]

- 引き続き妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。

### [量の見込みと確保量]

単位：延べ利用回数

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	9,193	9,067	8,901	8,710	8,544	8,294
②確保量		9,067	8,901	8,710	8,544	8,294
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 〔基本的な考え方〕

- 全25小学校区で事業を実施していますが、平成27年度（2015年度）の児童福祉法改正により対象児童が小学6年生までに拡大したことや母親の就労率の高まり等により利用児童数は増加傾向にあることから、引き続き必要量の確保に向け努めています。

### 〔量の見込みと確保量〕

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,838	1,873	1,801	1,756	1,692	1,673
小学1～3年生	1,473	1,428	1,359	1,325	1,263	1,268
小学4～6年生	365	445	442	431	429	405
②確保量		1,873	1,801	1,756	1,692	1,673
小学1～3年生		1,428	1,359	1,325	1,263	1,268
小学4～6年生		445	442	431	429	405
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
小学1～3年生		0	0	0	0	0
小学4～6年生		0	0	0	0	0

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る補食給食費、物品の購入費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

教育・保育施設が徴収する実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助について、国の制度の内容を踏まえて実施します。

## (13) 多様な主体の参入促進事業

新規参入事業者に対する相談・助言、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園等で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

新規参入の申請があった事業者のうち、社会福祉法人・学校法人以外の事業者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可する方向で事業を行います。

## 4 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

### （1）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設及び事業からの移行を最大限尊重し、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら適宜検討を行います。

### （2）幼児期の学校教育・保育と小学校等との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、子ども・子育て支援での地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設の設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設の設定ができるように支援を行います。

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任が果たせるよう、意見や情報交換の場を提供するなど、連携の強化に努めます。

また、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流の場や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

本計画の基本理念「子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

また、計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

### 2 計画の進行管理

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、本市の財政状況に鑑み、上位計画である第2期西条市総合計画との整合性も図りながら、可能な限り着実な推進に努めます。

計画の進捗管理については、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「西条市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

また、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、計画の推進に適宜反映していきます。

# 資料編

## ■西条市子ども・子育て会議条例

### (趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、西条市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事務のほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ■西条市子ども・子育て会議委員名簿

(◎会長 ○副会長)

氏 名	団体名、役職等	種 別
柳瀬 千香子	公立幼稚園保護者	子どもの保護者
佐伯 純	公立保育所保護者	
◎白川 敦子	西条市保育協議会会长	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
三輪 正史	西条市私立幼稚園協会	
大澤 里香	学校法人西山学園理事長	
越智妙子	私立保育園園長	
村瀬 和代	私立幼稚園教諭	
谷口 晃	西条市小学校校長会会长	
塩崎 千枝子	前 松山東雲女子大学学長	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者
○森山 昌美	西条市主任児童委員部会長	市長が必要と認める者 (関係団体代表者)
高木 和幸	西条市青少年健全育成協議会会长	
宮島 一郎	西条市医師会	
高瀬 裕介	西条商工会議所青年部会長	
永井 真弥	西条市P.T.A連合会	
青野 信樹	西条市社会福祉協議会	
村上 知溶子	西条市母子寡婦福祉連合会会长	

(令和2年3月現在) (敬称略 順不同)

## ■子ども・子育て支援法（抜粋）

### （目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

---

### （基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。







## 第2期西条市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

《編集・発行》

西条市 こども健康部 子育て支援課